第660号
平成30年
2018年 7月

広報 やわた

ホームページ
http://www.city.yawata.kyoto.jp/

発行・八幡市役所　編集・政策推進部秘書広報課

〒614-8501　京都府八幡市八幡園内75　電話(075)983-1111　FAX(075)982-7988

平成30年(2018年)　6月1日現在
人口7万1526人　前月比 6人増
男:3万4809人　女:3万6717人
世帯　3万2759世帯
動き(5月分)　出生 41人　死亡 55人　転入 207人　転出 187人

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と環境にやさしい植物インクを使っています

田植え(有都こども園・みやこ保育園)(上奈良堂島、6月13日)

7月のカレンダー(予定)

日	予定
1日	
2月	
3火	障がい者(児)相談(肢体・聴覚)〈男山公民館〉13時～15時 弁護士相談(予約は6月26日～)〈文化センター2階第1会議室〉13時15分～16時 ふれあい福祉相談(出張相談・毎週火水木)〈八寿園〉13時30分～15時30分
4水	
5木	こどもすくすくひろばパート28〈文化センター3階第6・7講習室〉10時30分～11時30分 行政書士相談〈文化センター2階第1会議室〉13時30分～16時
6金	
7土	八幡市ウォーキングの日 松花堂ふれあい市(14・21・28日)〈昭乗広場〉8時30分～10時30分
8日	
9月	人権相談〈八幡人権・交流センター〉13時～16時
10火	弁護士相談(予約は3日～)〈文化センター2階第1会議室〉13時15分～16時
11水	
12木	女性専門相談(予約制)〈八幡人権・交流センター〉13時30分～16時30分
13金	
14土	
15日	普通救命講習会〈消防本部〉9時～12時 太鼓まつり「宮入」〈高良神社〉18時30分～
16月	海の日 大型ごみの持ち込み〈市役所別館環境業務課〉9時～12時
17火	弁護士相談(予約は10日～)〈生活情報センター〉13時15分～16時
18水	
19木	個別就職相談会(予約制)〈市役所1階相談室(北玄関西側)〉10時～14時 オレンジカフェ〈文化センター喫茶室〉14時～15時30分
20金	行政相談〈文化センター2階第1会議室〉13時30分～16時 オレンジカフェ〈地域包括ケア複合施設YMBT〉14時～15時30分
21土	夏の交通事故防止府民運動(～31日) さつき市民プールオープン(～8月26日)9時～17時
22日	
23月	人権相談〈八幡人権・交流センター〉13時～16時
24火	
25水	
26木	夏休み体験学習「古代のアクセサリー　勾玉をつくろう！」(27日)〈ふるさと学習館〉13時30分～15時30分 司法書士相談(予約は19日～)〈文化センター2階第1会議室〉13時30分～16時 女性専門相談(予約制)〈八幡人権・交流センター〉13時30分～16時30分
27金	年金相談(予約制)〈文化センター3階第1講習室〉10時～16時
28土	
29日	
30月	
31火	

今月の主な内容

地震関連(大阪府北部地震で各地に被害、被災者への支援制度、地震の備え日頃から)　2・3面
市議会第2回定例会、市民委員を募集、上津屋橋(流れ橋)の通行止め解除　4面
「第二回徒然草エッセイ大賞」作品募集、Chazz in YAWATA　5面
市職員を募集、グリーンカーテン写真コンテスト作品募集　6面
国保特集(後期高齢者医療、福祉医療)　7面
健康特集(元気アップ体操教室、健康フェスタ2018など)　8面
平和の折り鶴を募集、子育てすくすく　9面
情報ひろば(市政・スポーツ・募集・イベント)、インスタグラム夏企画「やわたサマー」開催、あなたも一言　10・11面
年金、相談、短信、生活、図書館　12・13面
保健医療(健康診査・相談、予防接種、がん検診ほか)、健幸掲示板　14・15面
まちの話題(第20回佐藤康光杯争奪将棋大会、水防訓練、美味しいお茶を味わおう、交通教室)　16面

大阪府北部地震 M6.1

八幡市震度5強 各地で被害

大阪府北部を震源として6月18日(月)午前7時58分、マグニチュード6・1の地震が発生し、市内でも阪神・淡路大震災以来となる、震度5強の強い揺れを観測しました。

この地震により、市内では、屋根や壁をはじめとした家屋等の損壊が約230戸、人的被害も数件出るなど、大きな被害を受けました。

市は、発災直後には市長を本部長とした災害対策本部を設置し、市内の被災状況の把握や被災者への支援等を実施しました。

ブルーシートで補修された家々が並ぶ市内

右 損壊した屋根瓦(市民より提供)
上 倒壊した数寄屋門
左 壁が崩れた家屋

「どーも 市長の堀口です」

被害にあわれた皆さまに 心からお見舞いを申し上げます

6月18日朝、大阪府北部を震源とする地震が発生し、本市でも震度5強の大きな揺れに見舞われました。

怪我や家屋等の損壊など、多くの方が被害にあわれ、自然の持つ力の大きさと、それに対する人間の無力さを改めて実感することになりました。

被害にあわれた皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

通勤・通学の時間帯で移動中に地震にあわれた方も多くいらっしゃいます。自然災害は、いつ、どこで起こるかわかりません。

行政としてもできる限りの対応をいたしますが、災害時の対応に万全は無く、今回の経験も教訓とし、更なる改善に努めなければなりません。

しかし、災害発生直後は、「自助」「共助」が大切であり、日頃の備えや有事の際どのように行動するかの確認が重要です。

市民の皆さまにも、「命」を守ることを第一に、身の回りの再確認をお願いします。

文化財も破損

本殿前の石灯籠が倒壊(石清水八幡宮)

今回の地震は市内の貴重な文化財にも被害を与えています。主な被害状況は次のとおりです。

▼国指定の史跡石清水八幡宮境内に並ぶ石灯籠約500基のうち約40基が倒壊。

▼国指定の名勝松花堂及び書院庭園のうち、草庵「松花堂」や「泉坊書院」などの損傷。

▼国指定の重要文化財の伊佐家住宅の主屋などの壁が損傷。

▼国指定の重要文化財の正法寺の大方丈の壁が損傷。

▼国登録の有形文化財の中村家住宅大歌堂の書院で天井の鏡板が外れるなど。

▼府指定の有形文化財の善法律寺の本堂の壁が損傷。

かもいが落下した「泉坊書院」(松花堂庭園)

●松花堂庭園 休園のお知らせ

地震の被害を受け、松花堂庭園は当面の間、休園しています。なお松花堂美術館などは、通常どおり開館しています。

●府道京都八幡木津自転車道線(木津川サイクリングロード)通行止め

地震の被害を受け、堤防上のサイクリングロードの路面に亀裂が見つかり、上津屋の流れ橋(上津屋橋)付近から、岩田里付近までの約1・5㌔が通行止めとなっています。回り道にご協力ください。

◆問い合わせ 山城北土木事務所(☎0774・62・0714)

通行止めになった木津川サイクリングロード

●地震の被害にあわれた皆さんへ り災証明書を発行

市では、地震等の原因による建物や家財等の被害に対し、「り災証明書」を発行します。

り災証明書はご自身が加入している保険会社への請求等に必要となる場合があります。まだ申請がお済みでない人は、防災安全課へご相談ください。

大阪府北部地震 被災者への支援制度

大阪府北部地震で被害にあわれた皆さんに心からお見舞い申し上げます。市では、被害状況に応じてご利用いただける支援制度をまとめました。詳細については、各担当課にお問い合わせください。

※6月29日時点での支援制度を掲載しています。新たに利用が可能となる制度につきましては、随時、市ホームページでご案内します。

※家の中の片づけ支援など、社会福祉協議会などで取り扱う支援制度もございますので、個別に実施機関へお問い合わせください。

【証明書】

り災(被災)証明書
防災安全課

被災者に、り災(被災)証明書を発行します。

証明書手数料
税務課・市民課

被災による保険請求や融資等を受けるため、諸証明の提出が必要で、り災証明書の交付を受けた場合は、所得・課税(非課税)証明、事業証明、土地・家屋関係証明(ただし、住宅用家屋証明を除く)、納税証明・完納証明、住民基本台帳関係証明(住民票の写し等)、戸籍関係証明(戸籍謄本等)の手数料が免除になります。

【税金・保険料・保育料等】

市・府民税
税務課市民税係

災害により、居住する住宅等の被害を受け、一定の要件を満たす場合は、市・府民税の減免および納期限の変更を受けられる場合があります。

固定資産税等
税務課資産税係

災害により、被害を受けた一定要件を満たす固定資産を所有する場合は、固定資産税・都市計画税の減免および納期限の変更を受けられる場合があります。

市税、国民健康保険料の納付
税務課収納係

家屋・資産の被災により市税等の納付が困難な場合は、納付相談による分割納付ができる場合があります。

介護保険
高齢介護課

被災者で一定の要件を満たす場合は、介護保険料および利用者負担額の減免を受けられる場合があります。

国民健康保険、後期高齢者医療
国保医療課

被災者で一定の要件を満たす場合は、国民健康保険料および一部負担金の減免を受けられる場合があります。

国民年金保険料
市民課

被災者で一定の要件を満たす場合は、国民年金保険料が免除になる場合があります。

保育料
保育・幼稚園課

被災者で一定の要件を満たす場合は、公私立保育園・認定こども園・公立幼稚園保育料の減免を受けられる場合があります。

施設使用料
子育て支援課

被災者で一定の要件を満たす場合は、放課後児童健全育成施設使用料の減免を受けられる場合があります。

【ごみ処理】

ごみ処理手数料
環境業務課

被災者は、ごみ処理手数料が減免、一部減免になります。

地震の備え日頃から

今回の地震は、兵庫県神戸市から大阪府高槻市に延びる「有馬―高槻断層帯」の付近が震源。関連はまだ分かっていませんが、今後、ほかの断層で別の地震が発生する可能性もありますので、注意が必要です。地震への備えを行い、発生した場合はあわてず、落ち着いて行動してください。

地震が起きたらどうするか？

あわてずに安全確保

大きな地震が発生したら、冷静に対応するのは難しいものです。しかし、一瞬の判断が生死を分けることもあります。地震が起きても「あわてず、落ち着いて」行動するために、行動パターンをご紹介します。

地震発生
- 落ち着いて、自分の身を守る
- 火の始末はすばやく
- ドアや窓を開けて、逃げ道を確保する

緊急地震速報
強い揺れ（震度5以上）が始まる数秒から数十秒前に、テレビやラジオ、市の防災行政無線や携帯電話などで「もうじき揺れること」を知らせてくれます。ただし、震源に近い地域では、強い揺れに間に合わないことがあります。

1～2分
山・がけ崩れの危険が予想される地域はすぐ避難。
- 火元を確認、出火していたら初期消火
- 家族の安全を確認
- 靴をはく
- 非常持出品を手近に用意する

3分
- 隣近所の安全を確認
特に一人暮らし高齢者など要配慮者がいる世帯には積極的に声をかけ、安否を確認する。
- 余震に注意

5分
- ラジオなどで情報を確認
- 電話はなるべく使わない
- 家屋倒壊などの恐れがあれば避難する

5～10分
- 子どもを迎えに
自宅を離れるときには、行き先を書いたメモを家族で決めた場所に隠す（空き巣対策）。

電気、ガス切って

- さらに出火防止を！
ガスの元栓、電気のブレーカーを切る（通電火災対策）。

10分～数時間
- 消火・救出活動
隣近所で協力して消火や救出を。あわせて消防署等へ通報する。

～3日くらい
- 生活必需品は備蓄でまかなう
- 災害情報、被害情報の収集
- 壊れた家には入らないこと
- 引き続き余震に警戒する

避難生活では
- 自主防災組織等を中心に行動を
- 集団生活のルールを守る
- 助け合いの心を

避難に関する3つの情報

災害の危険が迫って居住者の避難が必要になった場合、避難に関する情報が発令されます。3種類の情報が状況の深刻度に応じて出されるので、各情報に応じた避難行動をとりましょう。

1避難準備・高齢者等避難開始…人的被害の発生する危険性が高まった状況
▶避難するのに時間がかかる高齢者などの要配慮者やその支援者は避難を始めましょう。
▶通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出品の用意など避難の準備を始めましょう。

2避難勧告…人的被害の発生する危険性が明らかに高まった状況
▶発令された地域の住民は指定された避難場所に避難を始めましょう。

3避難指示（緊急）…人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況、あるいはすでに人的被害が発生した状況
▶避難中の住民は直ちに避難を完了してください。
▶まだ避難していない人は直ちに避難しましょう。万一避難する余裕がなければ、命を守る最低限の行動を取りましょう。

情報入手

防災情報の入手方法
市民の皆さんへの避難情報等は主に次のとおり発信しますので、ご活用ください。
①防災行政無線、②パソコン（市ホームページなど）、③テレビ、④ラジオ、⑤緊急速報メール、⑥京都府防災・防犯情報メール（登録が必要です）
※緊急速報メールはNTTドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話に、一斉に配信（登録不要）

- 防災行政無線テレホンサービス
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合などは次の電話番号でご確認ください。
☎982・2484、982・2485

- その他の防災情報アクセス一覧
八幡市ホームページ（http://www.city.yawata.kyoto.jp/）
きょうと危機管理WEB（http://www.pref.kyoto.jp/kikiweb/）
京都地方気象台（http://www.jma-net.go.jp/kyoto/）
川の防災情報（https://www.river.go.jp/）

連絡手段

地震発生時の連絡手段
震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した場合、電話がつながりにくい状況になりますので、伝言ダイヤルなどをご利用ください。
- 災害用伝言ダイヤル「171」
- 携帯電話の「災害用伝言板」

準備しておきたい非常持出品

乳幼児、妊婦、要介護者…　家族構成考え備蓄

非常持出品は、家族構成を考えて必要な分だけ用意し、避難時にすぐに取り出せる場所に保管しておきましょう。また、災害発生時に最初に持ち出すものと、災害から復旧するまでの数日間を支える備蓄品を分けて用意しておきましょう。

非常持出品～災害発生時～
- **懐中電灯**…できれば一人一個ずつ用意。予備の電池も忘れずに！
- **携帯ラジオ**…小型で軽く、AMとFMの両方を聞けるもの。
- **非常食・水**…缶詰や乾パンなど、火を通さずに食べられるもの。水はペットボトル入りが便利です。
- **貴重品**…多少の現金、預貯金通帳、印鑑、健康保険証、住民票のコピーなど。公衆電話を利用するための10円玉もあると便利です。
- **救急医薬品**…傷薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬などのほか、常備薬があれば必ず用意する。
- **その他**…ヘルメット、下着類、ライター、ナイフ、ティッシュなど。

備蓄品～復旧するまでの間～
- **食料品**…缶詰やレトルト食品など非常食3日分を含む7日分以上を備蓄しましょう。高齢者や子ども、アレルギー体質者など、配給される食事をとるのが難しい家族がいる場合には、その事情に合った食料を多めに準備しましょう。
- **水**…飲料水は大人一人あたり1日3ℓが目安で、7日分を用意する。水の配給を受けるためのポリ容器などもあると便利です。
- **燃料**…卓上コンロや固形燃料、予備のガスボンベなど。

こんなものも用意して
- **乳幼児のいる家庭**…ミルク、ほ乳びん、離乳食、スプーン、おむつ、洗浄器、おんぶひも、バスタオルまたはベビー毛布、ガーゼなど。
- **妊婦のいる家庭**…脱脂綿、ガーゼ、さらし、T字帯、洗浄器および新生児用品、ティッシュ、ビニール風呂敷、母子健康手帳など。
- **要介護者のいる家庭**…着替え、おむつ、障害者手帳、補助具の予備、常備薬、緊急時の連絡先表など。

- **工具**…ロープ、バール、はさみ、のこぎり、ジャッキ、スコップなど。
- **その他**…簡易トイレ、毛布、寝袋、ラップ、食器類、使い捨てカイロ、マスク、シート、筆記用具など。
※備蓄品は、家族全員がわかる場所に保管しましょう。

◆問い合わせ　防災安全課

- **住宅の耐震改修工事で固定資産税を減額**
住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額の2分の1相当を減額します。
【減額される要件】
▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること。
▽平成32年（2020年）3月31日までに、現行の耐震基準に適合する改修工事を完了していること。
▽「耐震改修工事」の費用の合計が50万円を超えるものであること。
詳しくは、お問い合わせください。
◆問い合わせ　税務課資産税係

- **ブロック塀等の除去、生け垣設置に助成**
地震等の災害時に、ブロック塀等の倒壊により歩行者への人的被害を未然に防止するとともに、避難路を確保することを目的として、住宅の周囲に設置された既存の危険なブロック塀を除去または生け垣を設置する市民の皆さんに、その費用の一部を助成しています。
対象となる場合　市に住民登録がある、ブロック塀等や生け垣に係る土地の所有者または使用者が、公共的な道路に面した既存のブロック塀を生け垣に転換する場合、生け垣を新設する場合。
※販売目的の場合は対象外。
詳しくは、お問い合わせください。
◆問い合わせ　防災安全課

- **災害時要援護者支援対策事業に登録を！**
市では、大きな地震や水害が起こった際に、高齢や障がいにより自力で避難することが困難な人（要援護者）を支援する事業に取り組んでいます。福祉総務課で随時、登録を受け付けていますのでご相談ください。
◆問い合わせ　福祉総務課

- **防災ハザードマップを改訂**
避難先や避難経路、防災情報の取得情報等を紹介する、防災ハザードマップの改訂を進めています。8月末まで（予定）に全世帯へ配付させていただきますので、お役立てください。
◆問い合わせ　防災安全課

市議会第2回定例会

補正予算案等を提案

平成30年八幡市議会第2回定例会が6月8日に開会され、市は平成30年度一般会計補正予算案など6議案と報告7件を提出しました。

また、6月28日には、人事案件2議案を追加提出しました。

補正予算案は、平成30年度の一般会計予算に1億1千701万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を243億5千701万円としました。

主な補正予算案は、▽みその保育園老朽改修整備に係る経費3千300万円▽公園施設長寿命化工事費4千570万円▽防災備蓄品購入経費220万円などです。

その他の議案は、平成35年度（2023年度）に予定されている新名神高速道路（高槻・八幡京田辺間）の開通に備えた消防本部の定数増員に伴う、八幡市職員定数条例の一部を改正する条例案、地方税法の改正等に伴う、八幡市税条例等の一部を改正する条例案、八幡市都市計画税条例の一部を改正する条例案などです。

新副市長に森下氏

市は森下徹（もりしたとおる）氏を副市長に選任する人事案を市議会に提出しました。

森下氏は、京都府職員として、人事室長、職員長、文化スポーツ部長など歴任。定例会最終日の6月28日、議会同意後、7月1日付けで副市長に就任します。

他の人事案件は、固定資産評価員に森下徹氏を選任する議案です。

◆問い合わせ　財政課

第7次行財政改革の計画策定に向けて

「行財政検討審議会」を設置

平成31年度を初年度とする第7次行財政改革の計画策定に向け、5月31日に市長の諮問機関である行財政検討審議会を設置しました。審議会は、市民公募2人を含む10人の委員で構成されています。

会長に橋本行史氏、副会長に伊藤和雄氏、馬代一夫氏が選出されました。その他の審議会の委員は、次の皆さんです。（50音順、敬称略）

井上好光、大原純孝、川原絵美、藤下昭、政純子、松田時典、壬生裕子

市長は次の3項目について諮問しました。①持続可能な行財政構造の確立(自主財源の確保、歳出の抑制）②多様な担い手による行政サービスの提供③効率的・効果的な市民サービスの提供です。

本市の財政状況は、歳入面においては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少などの影響により、歳入の根幹である個人市民税の増収が今後も期待できない状況にあるなど、法人市民税収入が少ない本市においては、今後の財政運営を大きく左右するものとなっています。また、歳出面においては社会保障関係経費等の義務的経費の増加が見込まれるとともに、子育て支援施策や庁舎などの既存公用・公共施設の耐震化・老朽対策をはじめとする防災・減災対策事業を行っていく必要があるなど、これまでにも増して歳入・歳出のバランスを維持していくことが難しい状況となっています。

このような状況の中においても、第5次八幡市総合計画を着実に推進するとともに、将来を見据え、将来世代に負担を強いることがないよう、持続可能で健全な行財政運営の推進を図る必要があります。

市は、審議会から答申を受け、今年度中に第7次行財政改革の実施計画を策定し、行財政改革の取り組みをさらに推進します。

審議会は、月1回の予定で開催されます。傍聴を希望される人はお越しください。

「八幡市総合計画検討懇談会」および「八幡市まち・ひと・しごと創生検討懇談会」を設置

市では、「第5次八幡市総合計画（2018年度～2027年度）」を今年3月に策定し、計画に基づくまちづくりを推進しています。また、第5次八幡市総合計画のビジョンの創出に向けた行動計画でもある「八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015年度～2019年度）」に基づき、地方創生の取組を進めています。

これらの計画および戦略の進行管理を一体的・効率的に行っていく観点から、5月31日に「八幡市総合計画検討懇談会」および「八幡市まち・ひと・しごと創生検討懇談会」を同じ委員構成で設置しました。懇談会は、市民公募1人を含む7人の委員で構成されています。

会長には、橋本行史氏が選出されました。他の懇談会委員の皆さんは、次の通りです。（50音順、敬称略）

大井健一郎、小西慧一郎、田中朋清、辻弥壽彦、山田一恵、山本由紀子

また、同日には第1回八幡市総合計画検討懇談会を開催し、基本計画を実現するための具体的な事業計画である「第5次八幡市総合計画第1次実施計画(案)」に基づき、今後3年間の主な取組や指標の進捗状況について市から報告を行いました。

各委員による意見交換が行われ、市に対しては、各基本目標の実現に向けた施策の方向性や指標の達成に向けた対策の要請などの意見が出されました。いただいた主な意見をまとめ、「第5次八幡市総合計画第1次実施計画」に掲載しています。

懇談会は年2回開催することとし、本年2回目は11月頃に「八幡市まち・ひと・しごと創生検討懇談会」の議題を中心に開催する予定です。懇談会は傍聴していただけます。開催前に広報やわたおよび市ホームページにてお知らせしますので、ご覧ください。

第5次八幡市総合計画 第1次実施計画を策定

第1次実施計画は、第5次八幡市総合計画（2018年度～2027年度）の基本計画を実現するための具体的な事業計画を示すものとして、3年間（2018年度～2020年度）の主な取組内容や指標の進捗状況を掲載しています。

計画書は、市役所2階の閲覧コーナー、市ホームページでご覧いただけます。

◆問い合わせ　政策推進課

市民委員を募集します

市では、次の1 2の市民委員を募集します。

1 健康づくり推進協議会

市は、健康づくり施策の推進等に必要な事項を協議するため「八幡市健康づくり推進協議会」を設置しています。

健康づくり等の施策に関心のある市民委員を募集します。

2 環境審議会

環境基本計画に基づき、環境の保全に関して、市民の観点からご意見をいただくため、環境審議会の市民委員を募集します。

【募集要項】

▽対象　市内在住・在勤の満75歳未満で、原則平日の昼間に開催する会議に出席できる人

※2は市が設置する他の審議会等の市民公募委員は応募できません。

▽募集人数　1 2各2人

▽任期　1平成30年(2018年)9月1日～2020年8月31日
2平成30年(2018年)8月23日～2022年5月31日

▽応募方法　1「八幡市の健康づくりについて」、2「身近な環境問題」をテーマにした800字以内の小論文に住所、氏名、性別、生年月日、電話番号を記入のうえ、〒614-8501市役所1健康推進課、2環境保全課へ郵送または持参してください。

※提出された小論文は返却できません。

▽締め切り　1 7月20日（金）
2 7月13日（金）

▽選考　小論文で審査

▽会議　1年1回（11月開催予定。1、2時間程度）
2年1～4回（2時間程度）

◆問い合わせ　1健康推進課2環境保全課

【お詫びと訂正】　広報やわた4月号と併せて配付しました「第5次八幡市総合計画（概要版）」において、次のとおり修正個所がありましたので、お詫びして訂正します。

〈修正個所〉　基本目標6第4節②「意欲と能力にあふれた組織と職員づくり」の「2027年の目標（指標の抜粋）」において、「職員の年間時間外勤務時間（最多者分）」の「現状」→（誤）834時間（正）863時間

なお、その他本冊における修正個所については、市ホームページに正誤表と修正後のファイルを掲載しています。

八幡城陽線

上津屋橋（流れ橋）の通行止め解除

平成29年10月21日～22日の台風21号接近による豪雨により流出し、全面通行止めとなっていた上津屋橋（流れ橋）が復旧し、6月8日から通行可能となりました。

※バイク、自転車は必ず押して通行してください。

◆問い合わせ　京都府山城北土木事務所（☎0774-62-1731）

「第二回 徒然草エッセイ大賞」作品募集＊テーマ「旅立ち」

市制施行40周年を機に創設し、全国や海外から約2600件の応募を得た「徒然草エッセイ大賞」の第二回を実施し、広く全国からエッセイ(随筆)作品を募集します。

▽内容

◆テーマ「旅立ち」

生まれて初めての旅行、あこがれの場所への旅立ち、新しい生活や社会への旅立ち等、あなた(または、あなた以外の誰か)が体験した印象的な〝旅〟や〝旅立ち〟、未来に描く旅の夢などを、あなたの喜びや驚き、思いや理由をまじえて紹介してください。

◆字数

①一般の部…2000字以内

②中学生の部…1200字以内

③小学生の部…800字以内

◆賞

①～③とも、大賞1編、優秀賞3編、佳作5編(①大賞＝副賞20万円、②大賞＝副賞1万円、③大賞＝副賞5千円など、各賞副賞有)

なお、②、③の賞は図書カード。

▽応募締切…9月30日(日)※必着。

▽応募資格…オリジナルで未発表の日本語作品に限る

▽応募方法…作品とは別の用紙に、作品タイトル、氏名、年齢、性別、職業、学校名と学年(小中高生の場合)、住所、電話番号、この賞を何で知ったか、Eメールアドレス(お持ちの場合)を明記し、必ず作品に添付して、郵送、Eメール、専用ホームページから応募。

○郵送…〒614・8501市役所社会教育課「徒然草エッセイ大賞」事務局

○Eメール…yawata@tsurezure-essay.jp

○専用ホームページ…http://www.tsurezure-essay.jp※専用フォーマットから送信。

▽発表

○平成31年2月初旬までに、入選者に通知します。

○同年3月16日(土)の授賞式に合わせ、専用ホームページ上で入選作品を公表します。

○大賞3作品は、小説・エッセイ文庫「文蔵」(PHP研究所発行)誌上に掲載します。

○入選者には全入選作を収めた記念冊子を提供します。

◆問い合わせ　社会教育課

Chazz in YAWATA

9月23日(日・祝)開催

昨年開催した、お茶(Cha)を飲みながらジャズ(Jazz)演奏を楽しめるイベント「Chazz」を、今年は場所を替え、実行委員会主催で開催します。

開催日　9月23日(日・祝)

会場　松花堂庭園・美術館、さざなみ公園、文化センター

イベントの詳細は、決まり次第、ホームページ等で随時お知らせしていきます。ぜひご注目ください。

◆問い合わせ　政策推進課

ホンデリングプロジェクト　支援状況と協力のお礼

市では、市民の皆さまから寄贈いただいた古本の売却代金を犯罪被害に遭われた人への支援活動に役立てる「ホンデリングプロジェクト」を実施しています。平成28年6月の事業開始から平成30年6月末現在で、6823冊を寄贈いただき、京都犯罪被害者支援センターへ寄付いたしました。

寄付金につきましては、犯罪被害により転居を余儀なくされた被害者に対しての転居費用支援等に活用されています。

市民の皆さんには、感謝を申し上げますとともに、引き続きのご協力をよろしくお願い致します。

※回収箱は市役所、各公民館などに設置しています。

◆問い合わせ　防災安全課

平成30年住宅・土地統計調査　調査員を募集

10月1日を基準日として、住宅・土地統計調査が実施されます。この調査は、住宅、土地の保有や世帯の居住状況を明らかにするためのもので、5年ごとに実施されます。調査に従事していただける人を募集します。

▽応募資格　警察・税務・選挙活動に直接関係ない20歳以上の人

▽募集人数　約40人※定員になり次第、応募を締切る場合有。

▽調査期間　8月下旬～10月下旬

▽業務内容　説明会への出席(8月下旬～9月上旬)、調査票の配布・回収等(50世帯程度、9月中旬～10月下旬)

▽報酬　5～6万円程度。支払は口座振込。

▽応募方法　「平成30年住宅・土地統計調査調査員登録カード(総務課で配布。市ホームページから入手可)」に必要事項を記入し、総務課へ持参。

▽締切　7月20日(金)

＊　＊　＊

●第二分庁舎エレベーター休止のお知らせ

エレベーターの改修工事に伴い、7月12日(木)～13日(金)はエレベーターをご利用いただけません。

2階の福祉総務課にお越しで、エレベーターをご利用いただいている人は、申し訳ございませんが、1階の生活支援課へ、福祉総務課に用事がある旨をお伝えください。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願い致します。

◆問い合わせ　総務課

介護保険利用者負担割合の見直しについて

介護保険の利用者負担割合が2割の人のうち、現役世代並みの所得のある人について、平成30年8月1日から利用者負担割合が3割となります。

◆問い合わせ　高齢介護課

■ 利用者負担割合

		平成30年7月まで	平成30年8月から
右の①②の両方を満たす人	①65歳以上で本人の合計所得金額220万円以上 ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の人の年金収入等の額が ◆1人の場合…………340万円以上 ◆2人以上の場合…合わせて463万円以上	2割	3割
右の①②の両方を満たす人で3割負担とならない人	①65歳以上で本人の合計所得金額160万円以上 ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の人の年金収入等の額が ◆1人の場合…………280万円以上 ◆2人以上の場合…合わせて346万円以上	2割	
上記以外の人		1割	

※合計所得金額：収入から公的年金所得控除、必要経費等を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額。

※年金収入等の額：「年金収入」＋「合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額」。

※要介護認定を受けている人には、平成30年7月末までに負担割合を示す証明書(負担割合証)を送付します。

市税は納期内に納付を

固定資産税(第2期分)　納期限は7月31日(火)です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期内に、取扱金融機関またはコンビニで納付してください。市税を納期限までに納付されないと、督促状を送付し「京都地方税機構」に徴収権限を移管します。

※「京都地方税機構」は、京都府と府内25市町村(京都市を除く)の税業務を行う広域連合です。

口座振替のご利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。各税の納期ごとにわざわざ出向くことなく、納め忘れもありません。

▽申し込み　口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)、または税務課収納係で行うことができます。

※ゆうちょ銀行の場合は、税務課収納係で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込んでください。

※口座振替申込書を自宅へ郵送することもできます。郵送を希望される場合は、早めに税務課収納係までご連絡ください。

▽口座振替の開始時期　7月17日(火)までに手続きすると、8月末が納期の市・府民税(第2期分)から、また8月15日(水)までなら9月が納期の固定資産税(第3期分)から振替できます。

≪口座振替ができる税目等≫

市・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料

◆問い合わせ　市税取扱金融機関等、詳しくは税務課収納係

■高齢者の皆さん！涼やかスポットをご利用ください

過度な節電による熱中症を防ぐため、冷房の効いた高齢者施設を涼やかスポットとして、高齢者の皆さんなどに開放します。暑さをしのぐ場所としてご利用ください。

実施日時　7月2日(月)～9月29日(土)、午前9時～午後5時(日・祝日および8月11日〈土・祝〉～16日〈木〉を除く)。※社会福祉協議会は、土曜日は休館。(※)の施設はお盆期間も実施。

実施施設　▼デイサービスセンターやまばと▼地域包括ケア複合施設YMBT▼特別養護老人ホーム京都八勝館▼特別養護老人ホーム有智の郷▼ケアハウスポポロ21▼介護老人保健施設石清水(※)▼介護老人保健施設梨の里▼社会福祉協議会(※)

◆問い合わせ　高齢介護課

火災・救急統計

消防本部 ☎981-4119

	平成30年1月～5月累計( )内5月分	昨年同期累計
火災出動	4件 (1件)	10件
火災以外の出動	90件 (17件)	88件
救急出動	1599件 (321件)	1596件
搬送人員	1496人 (311人)	1498人

平成30年度 市職員を募集します

市は、平成30年度（平成31年4月1日以降採用）の八幡市職員採用試験を実施します。

市民本位で考え、行動し、思いやりのある人間性豊かで有能な人を求めます。市民のために力を尽くしてみませんか。

1 試験職種、採用予定人数および受験資格

職　種	採用予定人数	受験資格
事務職Ａ（一般事務）	12人	（1）平成3年4月2日以降に生まれた人 （2）学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人
技師（土木）	4人	（1）昭和53年4月2日以降に生まれた人 （2）2級土木施工管理技士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の土木専門課程を卒業した人または平成31年3月31日までに卒業見込みの人
技師（建築）	2人	（1）昭和53年4月2日以降に生まれた人 （2）2級建築士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の建築専門課程を卒業した人または平成31年3月31日までに卒業見込みの人
消防職	8人	（1）平成3年4月2日以降に生まれた人 （2）学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 （3）普通自動車運転免許（ＡＴ限定は不可）を有する人または平成31年3月31日までに取得見込みの人 （4）採用後の通勤時間（片道）が概ね1時間以内の人
幼稚園教諭保育士Ⅰ	1人	（1）昭和58年4月2日以降に生まれた人 （2）幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有する人または平成31年3月31日までに取得見込みの人
幼稚園教諭保育士Ⅱ	2人	（1）昭和48年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた人 （2）幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有する人で、5年以上幼稚園教諭または保育士として業務に従事した人（平成31年3月31日現在で5年以上従事）
※幼稚園教諭・保育士ⅠおよびⅡの共通の注意事項 （注）採用職種（幼稚園教諭または保育士等）、配属施設（幼稚園、保育園またはこども園）は採用時に決定します。 （注）幼稚園教諭免許の更新対象となった人、更新された人は更新講習修了確認証も併せて提出してください。（平成31年3月31日までに取得見込み可） （注）保育士資格には、「保育士証」が必要です。（平成31年3月31日までに取得見込み可）		
調理員（給食調理）	3人	（1）昭和48年4月2日以降に生まれた人 （2）学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 （3）調理師免許取得後、学校や病院などの給食施設や飲食店等で3年以上飲食物の調理業務に直接従事した人（平成31年3月31日現在で3年以上従事） （注）配属施設（保育園、こども園または小学校）は採用時に決定します。
技術員（ごみ収集業務）	3人	（1）平成5年4月2日以降に生まれた人 （2）学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 （3）中型自動車運転免許（8トン限定も可。ＡＴ限定は不可）を有する人または平成31年3月31日までに取得見込みの人

（注）上記の免許・資格を指定の期日までに取得できなかった場合や卒業できなかった場合、その他、受験資格を満たしていない場合は試験に合格されても採用することはできません。

2 採用予定日

平成31年4月1日以降

3 試験の日時および場所

区　分		日　時		場　所
第1次試験	▷事務職Ａ ▷消防職 ▷調理員 ▷技術員	9月16日(日)	午前9時10分〜午後1時（予定）	八幡市文化センター（八幡高畑5-3）
第1次試験	▷技師（土木・建築） ▷幼稚園教諭・保育士	9月16日(日)	午前9時10分〜午後3時（予定）	
第2次試験	全職種	10月21日(日)	詳細は第1次試験合格者に郵送で通知します。	
第3次試験	全職種	11月18日(日)	詳細は第2次試験合格者に郵送で通知します。	

（注）第1次試験日は、試験開始時間の10分前までに会場にお越しください。

4 受験申込書

職員採用試験募集要項および受験申込書は、人事課、生涯学習センター、各公民館・コミュニティセンター、生活情報センター、八幡人権・交流センター、有都交流センターで配布。

また、市ホームページからもダウンロードできます。

5 受付期間・申込方法

★持参する場合

7月23日（月）～8月3日（金）
市役所2階人事課
午前8時30分～正午、午後1時～5時15分
（土、日は除く）

★郵送する場合

7月9日（月）～7月20日（金）消印有効
〒614-8501市役所人事課へ。封筒の表に「採用試験申込書類在中」と朱書きのうえ、必ず簡易書留で送付してください。

※試験内容等、詳細につきましては、職員採用試験募集要項をご覧ください。

◆問い合わせ　人事課

●国民健康保険　限度額適用認定証の更新は8月に

8月から有効の限度額適用認定証の申請は、8月1日（水）から受付します。8月中に申請していただくと、8月1日から有効の限度額適用認定証を交付します。

●老人医療負担金貸付金のお知らせ

市では、市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に、入院時の医療費の自己負担分の貸し付けを行っています。

貸し付けには、所得・世帯状況等の要件があります。詳細は、お問い合わせください。

◆問い合わせ　国保医療課

グリーンカーテン写真コンテスト

＊作品募集＊　優秀作品に記念品を贈呈

ゴーヤやアサガオなどのつる性植物が作るグリーンカーテンを写真に撮って、コンテストに応募しましょう。

応募作品は、10月27日（土）に開催予定の「スマート・エコ祭」会場で展示発表し、優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

対象　市内の一般家庭、事業所および学校等で、平成30年に生育した植物によるグリーンカーテン

募集期間　9月14日(金)まで。※当日消印有効。

募集内容　グリーンカーテンの写真L判サイズからＡ4判サイズ、カラーで3枚以内（1枚当たり900万画素程度）
※写真は返却できません。

応募方法　応募用紙（環境保全課等で配布、市ホームページからもダウンロード可）に住所、氏名、連絡先、コメントを記入のうえ写真を同封し、(〒614-8501市役所）環境保全課へ持参、郵送またはメール（kankyo@mb.city.yawata.kyoto.jp）にてご応募ください。

◆問い合わせ　環境保全課

後期高齢者医療

被保険者証と保険料決定通知書を送付

被保険者証を送付

後期高齢者医療の被保険者の皆さんに、7月中に被保険者証（藤色＝写真＝）を送付します。有効期間は1年で、当該年の表示は、新元号による応当年に読み変わるものとします（有効期限まで使用できます）。

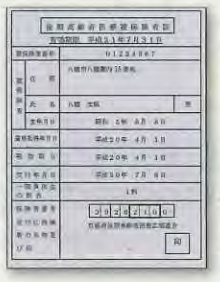

保険料の決定と支払い方法

平成30年度保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は均等割額と所得割額の合計額で、被保険者一人ひとりに納めていただきます【表1】。所得の低い人については保険料の軽減措置【表2】があります。

保険料は、年金からの天引き（特別徴収）または口座振替等（普通徴収）により納めていただきます。

▽普通徴収の場合は

納期は7月から翌年3月までの9回払いで、口座振替または納付書で金融機関等へ納めてください。

▽特別徴収の場合は

4月・6月・8月は前々年の所得で計算した保険料（仮算定）を天引きし、10月・12月・2月で前年所得に基づいて年間分を計算し直した保険料と仮算定分との差額を天引きします。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の人や介護保険料と合わせた保険料額が1回の年金支払額の2分の1を超える人は年金天引きの対象になりません。

保険料は特別徴収が原則ですが、申請により口座振替納付を選択できます。詳しくは、お問い合わせください。

■保険料の算定方法　【表1】

保険料（限度額62万円）
＝
均等割額（被保険者1人当たり）47,890円 ＋ 所得割額｛総所得金額等－基礎控除額〈33万円〉｝×9.39%

被扶養者であった人の特例

後期高齢者医療制度に加入するまで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった人で、保険料を負担していなかった人については、保険料の所得割額はかからず、均等割額も、本来は、資格取得時から2年間5割軽減ですが、平成30年度は特例措置により、3年目以降も5割軽減されます。

※国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は該当しません。

窓口で支払う医療費

後期高齢者医療制度では、皆さんが医療機関の窓口で支払う医療費（一部負担金）の割合（窓口負担）を前年の所得により判定します。

○窓口負担割合の判定（世帯単位）

住民税の課税所得が145万円未満…1割

住民税の課税所得が145万円以上…3割

○負担割合を1割に軽減

負担割合が3割の世帯でも、次のいずれかの要件に該当する場合は、申請により負担割合が1割になります。

▽軽減要件

①世帯内の被保険者が1人の場合、収入金額が383万円未満。

②世帯内の被保険者が2人以上の場合、収入金額の合計が520万円未満。

③世帯内の被保険者が1人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、それらの収入金額の合計が520万円未満。

▽申請に必要なもの　被保険者証、個人番号カードまたは他の個人番号確認書類、本人確認書類または本人の委任状、収入額が確認できる書類（源泉徴収票、確定申告書の写し等）、印かん

医療費が高額になったとき

1カ月の医療費の自己負担額が高額になった場合は、自己負担限度額を超える部分が、高額療養費として支給されます【表3】。ただし、差額ベッド代など、保険診療外のものは対象になりません。該当する人には、口座登録のための申請書を送付します。

なお、低所得Ⅰ・Ⅱおよび、現役並み所得者（住民税課税所得690万円以上の人以外）に該当する人は、医療費が高額になる場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請をしていただくと、医療機関での窓口負担が自己負担限度額までの支払いとなります（低所得Ⅰ・Ⅱに該当する人は、入院時の食事代も減額されます）。

■均等割額の軽減

世帯（被保険者全員と世帯主）の所得に応じて、均等割額が軽減されます。　【表2】

軽減割合	軽減の要件
9割（※1）	8.5割軽減に該当する世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない
8.5割（※1）	世帯の総所得金額等の合計額が33万円以下
5割	世帯の総所得金額等の合計額が、（33万円＋27.5万円×被保険者数）以下
2割	世帯の総所得金額等の合計額が、（33万円＋50万円×被保険者数）以下

※1　本来は、7割軽減ですが、特例措置により平成30年度も9割または8.5割軽減になります。

■所得割額の軽減を廃止

総所得金額から33万円を引いた金額が58万円以下の人について、特例措置により平成29年度は所得割額が2割軽減されていましたが、見直しにより、平成30年度は所得割の軽減は廃止されます。

■1カ月の自己負担限度額（平成30年8月から）　【表3】

区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	課税所得690万円以上	252,600円＋1％（※2）〔140,100円〕（※3）	
現役並み所得者	課税所得380万円以上	167,400円＋1％（※4）〔93,000円〕（※3）	
現役並み所得者	課税所得145万円以上	80,100円＋1％（※5）〔44,400円〕（※3）	
一般		18,000円〈年間上限144,000円〉	57,600円〔44,400円〕（※3）
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯	低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※2　「＋1％」は総医療費が842,000円を超えた場合、超過額の1％を加算。

※3　過去12カ月以内に、世帯で3回以上高額療養費が支給されている場合の4回目以降の限度額。

※4　「＋1％」は総医療費が558,000円を超えた場合、超過額の1％を加算。

※5　「＋1％」は総医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1％を加算。

※所得区分

- 現役並み所得者…窓口負担割合が3割の人
- 一般…窓口負担割合が1割で住民税課税世帯の人
- 低所得Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の人
- 低所得Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、かつ所得（必要経費等控除後）が0円の人

福祉医療

8月からの新受給者証を送付

老人医療（満65歳～69歳）、ひとり親家庭医療、重度障害者（児）医療の福祉医療費受給者証は、8月1日から翌年7月31日までの1年間をひと区切り（年度）として交付しています。

現在交付している受給者証の有効期限が7月31日で切れるため、引き続き該当する人には、市から7月末までに新しい受給者証を郵送します。8月以降、医療機関での受診時には、新しい受給者証を使用してください。

重度心身障害老人健康管理事業のシールについても引き続き該当する人に郵送します。

なお、所得制限等で、平成29年度は福祉医療、重度心身障害老人健康管理事業に非該当だった人で、平成29年中の所得が減少した等で、平成30年8月以降に新たに該当する人は、受給者証交付申請書の提出が必要です。

福祉医療等の各制度は、所得制限額（右表）および医療制度ごとに定められた条件を満たす人が該当します。詳細は、お問い合わせください。

▽申請に必要なもの　健康保険証、印かん、ひとり親家庭は戸籍謄本、重度障がい者（児）または重度心身障害老人健康管理事業対象者は身体障害者手帳か療育手帳

◎老人医療制度（福祉医療）の自己負担限度額が、8月から一部変更になります。詳細は後期高齢者医療制度の【表3】をご覧ください（※老人医療制度の自己負担限度額は、後期高齢者医療制度と同額です）。非課税世帯の人は変更ありません。

■所得制限額

区分			扶養人数	0人	1人	2人	以降1人につき
老人医療	昭和25年8月1日以前生まれ	老人世帯（60歳以上の人のみ）	本人	159万5千円以下	197万5千円以下	235万5千円以下	38万円加算
老人医療	昭和25年8月1日以前生まれ	老人世帯（60歳以上の人のみ）	扶養義務者	628万7千円未満	653万6千円未満	674万9千円未満	21万3千円加算
老人医療	昭和25年8月1日以前生まれ	一般世帯（60歳未満の人がいる）	世帯全員が所得税非課税				
老人医療	昭和25年8月2日以降生まれ		世帯全員が所得税非課税				
障害者医療・重度心身障害老人健康管理事業			本人	360万4千円以下	398万4千円以下	436万4千円以下	38万円加算
障害者医療・重度心身障害老人健康管理事業			扶養義務者	628万7千円未満	653万6千円未満	674万9千円未満	21万3千円加算
ひとり親家庭医療			本人および同居の扶養義務者	236万円未満	274万円未満	312万円未満	38万円加算

※上記の額は、平成29年中の所得から本人控除（障害者控除等）や社会保険料控除を差し引いた額です。

◆問い合わせ　国保医療課

元気アップ体操教室

介護予防 楽しみながら

介護予防と市民の集う場として「元気アップ体操教室」を開催しています。体操教室の運営は「介護予防サポーター養成講座」を修了した市民が、特定非営利活動法人元気アップＡＧＥプロジェクトのサポートで行っています。

音楽体操、筋トレ、脳トレ、ストレッチ、体の動きをよくする体操など、動いて笑って、体と頭と心を元気にする運動教室です。

みんなで地域支えよう

元気アップＡＧＥプロジェクト代表理事　横山慶一さん

特定非営利活動法人元気アップＡＧＥプロジェクトの代表理事である横山慶一さん(43)に、「元気アップ体操教室」について伺いました。

＊

横山さんは、介護費に比べれば、予防費は安くつき、本人の幸福度も高くなると話します。同教室では、研究で効果も証明されている、次の4つの介護予防プログラムを中心に行っています。

・音楽体操…手をあげる、体をねじるなど、日常生活で使う自然な動作を取り入れ、音楽に合わせて動く。

・筋肉トレーニング…ゆっくりと体を動かすことで効果が高くなるスロートレーニングの手法を取り入れている。

・口腔の健康…噛む力、飲み込む力の低下の防止や誤嚥性肺炎の予防、食べる力の維持を目的とした「お口の体操」を行う。

・栄養の知識…定期的に発行するニュースレターで食べ物などに関する情報を発信。

また、教室の運営について「私たちが回れる範囲は限りがありますので、地域の人が地域を支えていく形にしていかないといけません。この活動に時間も労力も割いてくださっているサポーターの方には本当に感謝しています」と横山さん。

今後の目標については「地域の皆さんに教室を知ってもらうことが1番。地域の中には、人のために何かをやりたいと思っている方もいらっしゃるので、そういう方と一緒に地域を盛り上げていきたいです」と話しました。

体力ついて心も明るく

「元気アップ体操教室」サポーター　吉川真理子さん

文化センターで「元気アップ体操教室」のサポーターとして活躍する吉川真理子さん(67)。現在、ヘルパーの仕事をしながら、週1回、文化センターでの活動に参加しています。

サポーターになったきっかけは、3年前、広報やわたで「介護予防サポーター養成講座」の案内を見たこと。「運動したほうがいいんだろうなと思っていたところに、健康について教えてくださるという案内を見て、絶対に行きたいと思いました」

▲「元気アップ体操教室」で体を動かす参加者たち

サポーターとして活動を始めてからは、体力がついていることを確信したそうです。「仕事で寝たきりの方を持ち上げたときに、腰を痛めたんです。いつもなら病院に行くところだったんですけれど、次の日になったら症状が軽くなっていました」

同教室について、「健康になっていることを実感したら、人にも伝えたくなりますね。ここにきたら笑顔になれますし、身体も心も明るくなります。これからもずっと「元気アップ体操教室」を続けていきたいと思っています」と笑顔で話していました。

●元気アップ体操教室

参加費　1回500円（初回は参加費無料。お得なパスポートもあります）※申込み不要。

問い合わせ　特定非営利活動法人元気アップＡＧＥプロジェクト(☎080-4242-4734)

	会　場	日　時
①	文化センター	7月2日、16日、23日、30日。 各日月曜日。午後2時30分～4時
②	地域包括ケア複合施設ＹＭＢＴ	7月3日、10日、17日、24日。 各日火曜日。午後2時30分～4時
③	川口コミュニティセンター	7月11日、18日、25日。 各日水曜日。午後2時～3時30分
④	山柴公民館	7月6日、13日、20日、27日。 各日金曜日。午後3時～4時30分

運動普及講座

ご近所さんと運動に取り組んでみませんか

市では、ＤＶＤを見ながらご近所さんと一緒に「自分たちの体操教室」を始めるお手伝いをします！　いつまでも自分の足で歩けるように、今から始めてみませんか？

期　間　7月～平成31年2月

条　件　①市民のグループ、②週1回以上、同じ会場・曜日・時間で市のＤＶＤ体操に取り組むことができる、③ＤＶＤの再生機器を用意できる

定　員　約100人（年間）

内　容　最初の4回は、市の職員と一緒に体力測定やＤＶＤを見ながら体操に取り組みます。5回目以降は、参加したグループでＤＶＤを見ながら取り組んでもらいます。

提供物品（無料）　ＤＶＤ、運動マニュアル、筋トレ用ゴムバンド（人数分）

健康マイレージ事業

参加者には必ず特典があります！

健康マイレージ事業では、健康づくりに取り組みながら、ポイントを貯め、景品と交換したり、寄付したりすることができます。7月から始まる健(検)診も対象になりますので、この機会に参加してみませんか。

※応募用紙付きパンフレットは、公民館等の健康コーナーに配架しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

健康フェスタ2018

10月20日(土)開催

今年も「健康フェスタ」を開催します。

昨年は、あいにくの悪天候でしたが、「ニュースポーツ体験」「体力テスト」などを行いました。

今年もさまざまな企画をご用意し、みなさんのご来場をお待ちしています。

※イベント内容等、詳細は、来月以降の広報やわたでお知らせします。

時　間　午前10時～午後3時

場　所　市民スポーツ公園・市民体育館

●ブースの出展者募集

健康フェスタ2018で「健康」をテーマに体験・相談・計測などができるブースを出展する企業、店舗、サークル、団体を募集します。

時　間　午前9時～午後4時（準備・片付けの時間を含む）

場　所　市民体育館1階アリーナ

ブース面積　3.6ｍ×4.5ｍ

注意事項　物販は禁止。体験・相談・計測は無料で実施。応募多数の場合は調整させていただくことがあります。

申し込み　7月31日（火）までに健康推進課へ

●はつらつ健康教室参加者の追加募集をします

介護予防を目的に体操、ゲーム、季節の行事、茶話会などで閉じこもりを予防し、健康の増進を図る教室を実施しています（月2回程度）。定員に空きのある会場で追加募集を行います。

場　所	日　時	定　員
老人憩いの家「八寿園」	Ａ：指定水曜日 午前10時～正午	若干名
老人憩いの家「八寿園」	Ｂ：指定水曜日 午後1時30分～3時30分	6人
福祉会館	指定木曜日 午後1時30分～3時30分	16人

対　象　市内在住の65歳以上で外出の機会の少ない人（介護保険の通所系サービスや、市が実施する他の介護予防教室利用者は除く）

参加費　1回100円（内容により実費負担あり）

申し込み・問い合わせ　先着順。健康推進課窓口または市ホームページからダウンロードできる申請書に必要事項を記入し、健康推進課へ郵送または直接窓口へ※電話での申込不可。

◆問い合わせ　健康推進課

平和の折り鶴 募集

7月2日（月）～26日（木）

昨年寄せられた折り鶴

市とピース八幡（八幡市非核平和都市推進協議会）は、7月2日（月）から26日（木）まで、平和の願いを込めて折った「平和の折り鶴」を募集します。

市内公共施設に12㌢角の大きさの折り紙と回収カゴを用意しました。折り紙は、折ると折り鶴の絵柄や「LOVE PEACE」の文字が翼に出るようになっています。この折り紙以外で折られた鶴も回収カゴに入れてください。

折り鶴は、8月3日（金）まで市役所で展示した後、市内中学生らの平和大使により8月6日（月）、広島平和記念公園の「原爆の子の像」にささげられます。

※折り紙、回収カゴ設置場所＝市役所、八幡人権・交流センター、公民館、コミュニティセンター、生涯学習センター、市民図書館ほか。

◆問い合わせ　人権啓発課（☎981-3127）

お子さんの学習を支援します

南ケ丘教育集会所

学習支援活動の拠点として、児童、生徒の学力充実を図る取り組みや、学校と連携をとりながら課題解決への指導・助言、保護者からの教育相談などを行っています。

▽利用時間　月曜～土曜日（祝日を除く）午前9時15分～午後8時（ただし土曜日は午前9時～正午）

※小学生は、午後5時以降は利用不可。

▽所在地　八幡軸29-4

●やわた放課後学習クラブ事業

算数や国語の力をもっとつけたい、漢字検定や数学検定に挑戦したいという小学5・6年生のための学習クラブです。毎週水曜日の放課後と土曜日の午前中に市内全小学校で開催しています。詳しくは、お問い合わせください。

◆問い合わせ　南ケ丘教育集会所（☎982-5010）

●子ども・子育て支援センター　すくすくの杜（欽明台東2-1／☎972-1085）

●子育て支援センター　あいあいポケット（男山指月3-11　指月児童センター内／☎983-8747）

●第二子育て支援センター　そよかぜ（八幡三反長9　南ケ丘第二保育園内／☎981-5009）

【子育て相談】

子育てについての悩みや困ったことなど、気軽にご相談ください。

月曜～金曜日（祝日除く）午前9時～正午、午後1時～4時

【発達相談】

子どもの発達についての相談に応じます。（予約制）

▶受付＝月曜～金曜日（祝日除く）午前9時～正午、午後1時～4時

▶相談日＝月曜～金曜日（全支援センター）

【常時開設】

市内在住の妊婦さん、および就学前のお子さんとその家庭（すくすくの杜は、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者のみ）を対象に、親子で遊ぶ場、子育て相談、育児の情報交換の場を無料で提供しています。

▶開設日＝月曜～金曜日（全支援センター）および土曜日（すくすくの杜のみ、あいあいポケットは第2土曜日のみ）

▶利用時間＝午前9時～正午、午後1時～4時

▶休館日＝祝日および年末年始（12月29日～1月3日）

※市に気象警報が発令されている場合は休館となります。

◎常設プログラム

親子で同じ体験をして、共感し合いましょう。詳細は各センターにお問い合わせください。

＜すくすくの杜＞

▶月曜～土曜日（体操・お話）▶第1・3金曜日（すくすく赤ちゃん※生後2カ月から1歳半）▶第2金曜日（げんきっこ広場※1歳半からおおむね3歳未満）▶第3金曜日（お誕生日会）

＜あいあいポケット＞

▶月曜～金曜日（お話・砂遊び）▶月曜日（体操）▶火曜日（みんなであそぼう）

＜そよかぜ＞

▶月曜～金曜日（お話）▶火曜日（みんなであそぼう）▶木曜日（体操）

【サロン】　子育てについて、お母さん同士で気軽におしゃべりしましょう。時間は午前10時～11時15分。

＜ママカフェ＞

▶31日（火）すくすくの杜

対　象　妊婦さんとおおむね生後2カ月から6カ月の親子8組

※予約は17日からすくすくの杜へ。

＜ひよこサロン＞

▶3日（火）あいあいポケット

対　象　妊婦さんとおおむね生後2カ月から6カ月の親子

【あそびの広場】　妊婦さんと1歳半から就学前の親子が対象。時間は午前10時～11時30分。※重複参加可能です。

▶11日（水）橋本児童センター▶17日（火）竹園児童センター

【赤ちゃんの広場】　妊婦さんとおおむね生後2カ月から1歳半くらいの親子が対象。赤ちゃんと一緒に手遊びやふれあい遊びをしましょう。時間は午前10時～11時15分。保育園で行う赤ちゃんの広場は各保育園へ事前に申し込みを、それ以外の場所は直接会場までお越しください（保育園からは1カ所選んで参加してください。それ以外の場所は重複参加可能です。★は離乳食展示あり）。

▶2日（月）橋本児童センター、みその保育園▶3日（火）南ケ丘保育園▶6日（金）南ケ丘第二保育園▶10日（火）わかたけ保育園▶11日（水）みやこ保育園、★くすのき保育園▶13日（金）竹園児童センター

【お話の出前】　生後6カ月から就学前のお子さんを対象に、絵本の読み聞かせなどをします。子育て相談もできます。時間は午前10時30分～11時30分。

▶4日（水）・31日（火）橋本公民館▶12日（木）八幡市民図書館▶18日（水）男山市民図書館

【双子（多胎児）交流会】　双子以上のお子さんがいる人または妊娠中の人が対象。親子で自由に遊び、交流をしましょう。子育て相談もできます。

▶4日（水）午前10時～11時15分、すくすくの杜

【子育て講座】

①「ヨガセラピー」▶9日（月）午前10時～11時30分、あいあいポケット

対　象　生後2カ月から就学前の親子10組

持ち物　バスタオル、汗拭きタオル、お茶

②「親子ストレッチ」▶10日（火）午前10時30分～11時30分、すくすくの杜

対　象　1歳からおおむね3歳未満の親子20組

持ち物　バスタオル、お茶

③「ベビーヨガセラピー」▶17日（火）午前10時～11時、すくすくの杜

対　象　生後2カ月から8カ月の親子10組

持ち物　バスタオル、お茶

④「子どもの食事と栄養」▶20日（金）午前10時～11時30分、あいあいポケット

対　象　妊婦さんと生後2カ月から就学前の親子20組

持ち物　筆記用具

⑤お父さんの子育て講座「お父さんの子育てにおける役割」▶28日（土）午前11時～11時20分、すくすくの杜

対　象　妊婦さんと生後2カ月からおおむね3歳未満の親子

⑥「離乳食展示」▶31日（火）午前11時～、すくすくの杜

⑦「はじめての絵本」▶Ⓐ8月14日（火）・28日（火）すくすくの杜▶Ⓑ8月17日（金）・24日（金）あいあいポケット▶Ⓒ8月15日（水）そよかぜ

時　間　いずれも午後1時30分～2時

対　象　講座参加日に生後4カ月から1歳の誕生月までのお子さんとその保護者各5組（先着順）※親子で絵本事業や過去の同講座で絵本を受け取られた人は対象外となります。

持ち物　母子手帳または子育て支援医療費受給者証

絵本リスト　1いないいないばあ2おててがでたよ3がたんごとんがたんごとん4いやだいやだ5くだもの

※上記から好きな絵本を1冊選んで、申し込んでください。

申し込み　①・④は2日からあいあいポケット、②・③はすくすくの杜（②は2日～、③は9日～）、⑤・⑥は申込不要、⑦は7月2日～14日に受講希望センターへ。

●保育園の開放日

※育児相談もしています。

※時間は午前10時～11時30分（☆は午前10時～11時、△は午前10時～11時15分）

※申込不要。直接、園にお越しください。できるだけ歩いてお越しください。

南ケ丘保育園（☎981-3125）…▶9日（月）水遊びをしよう▶19日（木）園庭開放

南ケ丘第二保育園（☎982-3330）…▶20日（金）園庭開放▶24日（火）水遊び（持ち物：水着、タオル）

みその保育園（☎981-8101）…▶4日（水）七夕飾りを作ろう▶10日（火）園庭開放

みやこ保育園（☎981-2511）…▶12日（木）園庭開放▶19日（木）水遊びをしよう（持ち物：着替え、タオル）

わかたけ保育園（☎983-1313）…▶4日（水）七夕飾りを作ろう▶17日（火）園庭開放

八幡保育園（☎981-7491）…▶20日（金）プール遊び（持ち物：水着、タオル）

男山保育園（☎982-0701）…▶13日（金）☆絵本で子育て▶20日（金）☆砂遊び・水をつかおう

ぶどうの木保育園（☎982-9013）…▶12日（木）おもちゃ屋さんのおもちゃであそぼう▶☆毎週木曜日園庭開放（雨天中止）

くすのき保育園（☎983-1200）…▶18日（水）△クッキング（キャロットゼリー）・水遊び

●幼稚園の開放日

※時間は午前10時～11時30分（▲は午前9時30分～11時、▽は午前10時30分～正午）。※申込不要。直接、園にお越しください。

八幡幼稚園（☎981-0180）…▶9日（月）園庭開放▶26日（木）▲水遊びをしよう

八幡第二幼稚園（☎981-6950）…▶3日（火）七夕飾りを作ろう

八幡第三幼稚園（☎982-8566）…▶12日（木）水遊びをしよう！

八幡第四幼稚園（☎982-2447）…▶24日（火）水遊び（持ち物：水着、バスタオル、着替え）

橋本幼稚園（☎982-0607）…▶4日（水）七夕飾りを作ろう！

なるみ幼稚園（☎982-3368）…▶▽4日（水）「園内見学&七夕の笹飾りを作ろう！」（持ち物：上靴、外靴入れ、水筒）

●八幡第二幼稚園の園児募集を停止します

八幡第二幼稚園は、現在、園児数が極めて少なく、園運営の継続が困難な状況であることから、平成30年7月1日以降の園児募集を停止します。ご理解とご協力をお願いいたします。

◆問い合わせ　保育・幼稚園課

●こども園の開放日

有都こども園（☎981-0873）…▶10日（火）園開放（水遊びをしよう）

※時間は午前10時～11時30分。※申込不要。直接、園にお越しください。

▶毎週月曜・火曜日の午前・午後にちびっこ広場、毎週金曜日の午前・午後にぴよぴよらんど（祝日を除く）（各5組予約制）

▶月曜～金曜日の午前・午後に育児相談（各1組予約制）

※時間はいずれも午前は10時～11時30分、午後は1時30分～4時。

【赤ちゃんの広場】

▶6日（金）午前10時～11時15分

山鳩こども園（☎981-0982）…▶18日（水）プールで遊ぼう!!（持ち物：水着、バスタオル、帽子）▶毎週木曜日（祝日・第2木曜日除く）おしゃべりサロン▶毎週金曜日（祝日除く）赤ちゃんサロン

※時間はいずれも午前10時～11時30分。

山鳩第二こども園（☎981-0700）…▶18日（水）山鳩第二ランド（シャボン玉遊び）▶毎週月・火・金曜日（祝日除く、20日まで）かるがも広場

※時間はいずれも午前10時～11時30分。

認定こども園歩学園幼稚園（☎971-5687）…▶5日（木）ボディペインティング※雨天中止。（持ち物：汚れてもいい服、タオル、着替え）▶12日（木）水遊び※雨天中止。（持ち物：水着、タオル、着替え）▶19日（木）園庭開放

※時間はいずれも午前10時30分～11時30分。

認定こども園早苗幼稚園（☎981-2268）…▶4日（水）新聞紙あそび

※時間は午前11時～正午。

インスタグラム夏企画「やわたサマー」開催!

市インスタグラム公式アカウント「@yawata_40th_official」では、「八幡の夏」をテーマにインスタグラム夏企画「やわたサマー」を開催します。

応募期間　7月1日（日）～8月5日（日）
参加手順　①同アカウントをフォロー、②「八幡の夏」をテーマに市内で写真を撮影、③ハッシュタグ「#やわふぁと」と「#やわたサマー」、撮影場所をつけて写真を投稿
特　典　この夏一番の「八幡の夏」の写真1枚を優秀作品として広報やわた9月号の表紙に掲載
※優秀作品に決定した場合、1～2.5メガバイトの容量の写真データの提供が必要となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
皆さんの「八幡の夏」の写真の投稿をお待ちしています。
問合せ　秘書広報課

▶第46回八幡市民文化祭舞台発表出演団体募集

日　時　10月27日（土）、28日（日）午前10時～午後4時
場　所　文化センター大ホール
参加資格　▶市内在住・在勤・在学者で、出演者の過半数が市内在住者であること。▶1団体5名以上で、活動拠点が市内にあること。▶団体代表者は実行委員会に出席できること。
出演種目　歌謡、日本舞踊、民舞、ダンス、バレエ、コーラス、謡曲、詩吟、民謡、三曲、大正琴、オカリナ、和太鼓など
申込み　社会教育課、生涯学習センター、各公民館・コミュニティセンター、市民交流センター、文化センターにある申込書に記入し、7月27日（金）、28日（土）の午後1時～3時（厳守）に市民交流センターへ持参。
問合せ　文化協会（☎・FAX983-9202　火・木・金の午前9時～午後4時）

イベント

▶夏休みこどもセミナー
安全なネット空間を学ぼう

日　時　8月4日（土）午後1時30分～3時30分
場　所　文化センター3階第5講習室
講　師　京都府警察ネット安心アドバイザー（京都府警察本部サイバー犯罪対策課）、京都府八幡警察署員
対　象　小学校高学年（4～6年）※保護者同伴可。
定　員　30人（先着順）
参加費　無料
申込み・問合せ　7月9日(月)午前9時～生活情報センター（☎983-8400）へ

夏休み体験学習

「古代のアクセサリー勾玉をつくろう!」

日　時　①7月26日（木）、②7月27日（金）※各日とも、午後1時30分～3時30分（受付開始は午後1時～）
場　所　ふるさと学習館
対　象　市内在住・在勤者優先。※小学2年生以下は、保護者の同伴が必要。
定　員　各15人（定員になり次第締切）
参加費　300円
持ち物　筆記用具、飲み物、タオル
※汚れてもいい服装でお越しください。
申込み・問合せ　7月2日（月）～25日（水）に、電話で文化財保護課（☎972-2580）へ

「古代のお金和同開珎をつくろう!」

日　時　8月10日（金）午後1時30分～3時30分（受付は午後1時～）
場　所　ふるさと学習館
対　象　市内在住、在勤者優先。※小学2年生以下は、保護者の同伴が必要。
定　員　15人（定員になり次第締切）
参加費　300円
持ち物　筆記用具、飲み物、タオル
※汚れてもいい服装でお越しください。
申込み・問合せ　7月2日（月）～8月9日（木）に、電話で文化財保護課（☎972-2580）へ

▶さつき市民プールオープン

期　間　7月21日（土）～8月26日（日）※今年度から無料開放はありません。
時　間　午前9時～午後5時（入場は午後4時まで）
利用料

区分	3歳以上15歳未満	15歳以上18歳未満	18歳以上
料金	*100円	200円	300円

※3歳未満、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人、およびその介護者ならびに市内在住で遊泳せずに就学前の幼児に付き添う人（幼児1人につき1人）は利用料免除。
問合せ　八幡市公園施設事業団　さつき市民プール（☎981-9450）

▶2018京都やましろ創業塾

初めて「経営」を行うための基礎知識や技術の習得およびネットワーク作りを図るセミナーです。
日　時　8月19日～9月30日の毎週日曜日（9月23日は除く）の午前10時～午後5時。全6回。
場　所　京田辺市商工会館（京田辺市田辺中央4－3－3）
対　象　府内の創業予定者
定　員　20人（先着順）
参加費　6,000円
申込み・問合せ　電話、FAX、郵送で山城地域ビジネスサポートセンター（〒610-0334京田辺市中央4－3－3、☎0774-68-1120、FAX 0774-62-6677）へ

▶夏休み親子囲碁教室

日　時　8月5日（日）午前9時30分～正午
場　所　文化センター3階第5講習室
対　象　市内在住の幼児～高校生と保護者※子どものみの参加も可。
定　員　30人
参加費　子どものみ100円（保険料）
申込み・問合せ　7月20日（金）までに、住所、氏名（ふりがな）、学年、電話番号を記入し、ハガキまたはFAXで、文化協会（〒614-8023八幡名残23－1、☎・FAX983-9202　火・木・金の午前9時～午後4時）へ

▶夏休み親子絵画教室

日　時　8月5日（日）午前10時～正午
場　所　文化センター3階第2講習室
対　象　市内在住の親子
定　員　20組
参加費　500円／1組
その他　水彩絵の具があれば持参してください
申込み・問合せ　7月27日（金）までに、住所、氏名、学年、電話番号を記入し、ハガキまたはFAXで、文化協会（〒614-8023八幡名残23－1、☎・FAX983-9202　火・木・金の午前9時～午後4時）へ

▶八幡のまちと祇園祭蟷螂山（とうろうやま）カマキリの縁を訪ねる

石清水八幡宮の昇殿参拝と祇園祭蟷螂山の曳き初め体験ができるイベントです。
日　時　7月13日（金）午前9時～午後0時45分（受付は午前8時40分～）※雨天決行。ただし、曳き初め参加は中止。
場　所　観光情報ハウス（京阪「八幡市駅」前）集合
行　程　京阪「八幡市駅」前集合～石清水八幡宮昇殿参拝・瑞垣の説明～京阪「八幡市駅」～近鉄「丹波橋駅」～地下鉄「四条駅」～蟷螂山会所見学および山曳きなど～現地解散
定　員　20人（先着順）
参加費　1,400円（昇殿参拝料・蟷螂山厄除粽授与など）※ケーブル代・京阪・近鉄・地下鉄の交通費は別途要。
申込み・問合せ　7月10日（火）までに、観光協会（☎981-1141）へ

あなたも一言

「七夕の願い事」をテーマに、短冊に込めたメッセージを紹介します。

戸津北小路
角田 大和 さん

ほたるがいえにたくさんいますように。

6月の初めくらいに、友だちと一緒に初めてホタルを見に行きました。「ホタルって、こんなにきれいなんだ」と思いました。まだ見たいので、100匹くらい家にきてほしいです。

八幡園内
土井 由紀子 さん

毎日元気に明るく健康に過したい

おしゃべりをしたり、笑い合ったり、人と関わることが元気の源です。健康面では、快眠・快便・快食を意識しています。自分の年齢も考えながら、頑張りすぎず元気に過ごしたいです。

八幡土井
鹿野 祐良 さん

八幡市老人クラブ連合会の「賭けない、飲まない、吸わない」をモットーにした「健康麻雀教室」で楽しく過ごしています。初心者でも一人でも参加できますので、より多くの方と皆で楽しく遊びたいですね。

▶メッセージの掲載希望者募集

9月号への掲載を希望される人は7月1日（日）～7月20日（金）（電話・窓口受付は土日祝を除く）に秘書広報課へ。※詳しくは市ホームページをご覧ください。

情報ひろば

市役所への問い合わせは
☎983-1111（代）
FAX982-7988へ
市の主催・共催・後援のみ掲載

市政情報

▶介護用おむつ等を支給します

要介護3以上の要介護者を在宅で介護している人に紙おむつ等の介護用品を支給します。対象者は、次の要件をすべて満たす人に限ります。
①基準日（毎月1日）現在、要介護3以上の認定を受けた人を介護している人
②要介護者、介護者ともに市内在住で、市民税非課税世帯の人
給付内容　指定業者で介護用品と交換ができる給付券を1カ月につき5,000円分交付します（申請月から交付）。
申込み・問合せ　高齢介護課

▶在宅介護者に慰労金を支給します

市は、継続して1年間、介護保険のサービスを利用せずに家族を在宅で介護している人に、慰労金10万円（年1回）を支給しています。

対象者は在宅で常時、直接介護している3親等内の親族で、次の要件をすべて満たす人です（介護者、要介護者がともに市内在住者）。
①要介護4または5の認定を受けた人を介護保険のサービスを継続して1年間利用せずに在宅で介護している人（入院期間や年間7日以下のショートステイの利用、住宅改修費の支給および特定福祉用具の購入を除く）
②要介護者が市民税非課税で、介護者ともに介護保険料の滞納がない人
申込み・問合せ　高齢介護課

夏の交通事故防止府民運動

7月21日(土)～7月31日(火)

スローガン

「ゆずり合う
　気持ち さわやか
　　京の夏」

街頭啓発活動
7月20日（金）午後4時～ホームセンタームサシ前で実施します。
問合せ　管理・交通課

▶コミュニティバスやわた ご利用時の障がい者割引について

「コミュニティバスやわた」ご利用の際、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人は、降車時に乗務員にご提示ください。割引（半額）が適用されます。また、付き添いの介護人も割引対象となります。
問合せ　管理・交通課、京都京阪バス㈱（☎981-8800）

▶小型家電の回収にご協力ください

市では、ごみの減量化を推進するとともに、有用な金属等を再利用するため、小型家電のリサイクルをしています。

市内公共施設10カ所に専用の回収ボックスを設置し、小型家電の拠点回収を行っていますので、ご協力をお願いします。
回収ボックス設置場所　市役所、生涯学習センター、男山公民館、志水公民館、橋本公民館、山柴公民館、川口コミュニティセンター、美濃山コミュニティセンター、八幡市民図書館、市民体育館
回収日時　各施設の開庁（館）日・時間（生涯学習センター、各公民館・コミュニティセンターは利用者がいない場合は閉館が早まりますので、ご注意ください）
回収できるもの　回収ボックスの投入口（縦20cm×横40cm）に入る小型家電※一度入れたものは返却できません。
主な品目　携帯電話、電話・FAX、デジタルカメラ、DVDプレーヤー等※詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。
問合せ　環境業務課

▶介護保険施設などの食事・居住費（滞在費）を減額

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護医療院（2018年4月から）に入所している人、ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）を利用している人の食費・居住費（滞在費）を軽減します。※介護予防を含みます。

対象者は生活保護受給者および市民税非課税世帯で預貯金などが単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下の人です。※申請した月の初日からの適用となります。利用予定のある人は事前に申請してください。
申込み・問合せ　高齢介護課

▶太鼓まつり

八幡に盛夏の到来を告げる「太鼓まつり」の季節がやってきました。

最大の見所は、高良神社に各みこしが一堂に集まる「宮入」。地区のみこし4基と、子どもみこしが参道を練り歩く様は迫力満点です。

高良神社周辺には夜店も出て、夏祭りの風情たっぷりです。ご家族そろって、故郷の祭りを盛り立ててください。

日　時　7月15日（日）午後6時30分～9時
場　所　高良神社前※各地区内の巡行は前日に行われます。
問合せ　商工観光課

▶コミュニティバスやわた　迂回運行のお知らせ

「太鼓まつり」みこし巡行に合わせ、安全のため、コミュニティバスやわたの路線を一部迂回運行します。「あさひ公園前」～「一区公会堂前」の停留所は休止となり、ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。
日　時　7月13日（金）・14日（土）午後3時～終日、7月15日（日）始発～終日
問合せ　管理・交通課、京都京阪バス㈱（☎981-8800）

▶離乳食教室

日　時　8月9日（木）午後1時30分～3時30分
場　所　文化センター3階第4・6講習室
定　員　おおむね先着15組
持ち物　エプロン、手拭き、筆記用具、おむつ、ミルク、母子健康手帳
申込み　8月6日（月）までに電話で健康推進課へ（当日欠席のときは必ず連絡してください）

▶敬老のつどいを開催

地域単位で「敬老のつどい」を開催します。各地域での開催日程等については、7月上旬に全戸配布する「敬老のつどいのお知らせ（申込ハガキつき）」をご覧ください。

なお「敬老のつどい」に参加される人は、7月31日（火）までに、申込ハガキにてお知らせください。
問合せ　高齢介護課

▶普通救命講習会

日　時　7月15日（日）午前9時～正午
場　所　消防本部
対　象　16歳以上の市民および市内在勤・在学の人
定　員　30人
内　容　心肺蘇生法（胸骨圧迫、人工呼吸）、AED（自動体外式除細動器）の取り扱い
講　師　消防職員および救急救命士
参加費　無料
その他　テキストは当日配布します。筆記用具を持参し、実技に適した服装で参加してください。終了後、修了証を交付します。
※自動車の駐車スペースがないため、公共交通機関またはバイク、自転車でお越しください。
申込み・問合せ　7月14日（土）午後5時15分までに電話で消防本部警備課救急係（☎981-1849）へ

スポーツ

▶スロージョギング教室＆ヨガ教室

健康づくりにチャレンジしませんか？　体への負担が少なく、初心者や年配者でも参加しやすい内容です。
日　時　7月15日（日）午前10時～11時頃※荒天中止。
場　所　淀川河川公園　背割堤地区
定　員　各教室20人（先着順）
参加費　1,000円
申込み　淀川河川公園ホームページ（https://www.yodogawa-park.go.jp/）より
問合せ　淀川河川公園管理センター守口サービスセンター（☎06-6994-0006）

募　集

▶第28回市民コーラスのつどい出演団体募集

日　時　平成31年2月3日（日）午後1時30分～4時
場　所　文化センター
参加資格　①市文化協会音楽連盟加盟合唱団体、②市内に活動や練習の拠点をもつ合唱団体
演奏形式　ピアノ伴奏、無伴奏※その他の形式は要相談。
出演時間　10分（入退場含む）
参加費　音楽連盟加盟団体は無料。その他の団体は3,000円※児童合唱は無料。
申込み・問合せ　7月3日（火）～31日（火）に市民交流センターに備え付けの申込用紙に記入し、同センター（☎・FAX983-9202　火・木・金の午前9時～午後4時）へ提出。

お店や会社のPR　広告を掲載しませんか

広報やわた
毎月1回、市内の家庭にお届けしています「広報やわた」に掲載する広告を募集しています。掲載場所はお知らせ面の下、モノクロの広告です。料金は1回（号）、1枠（縦4.5cm×横6cm）1万円です。

市ホームページのトップページに広告を掲載しませんか。1枠（縦45ピクセル×横165ピクセル）年間12万円。広報やわたと合わせて6カ月以上掲載する場合は半額。年間18万円で、広報やわたと市ホームページの両方に掲載します。
市ホームページに バナー広告

広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。◆詳しくは秘書広報課まで◆

生活情報センターだより

別荘地の管理費請求や売却勧誘

【事例】突然、弁護士事務所から別荘地の管理費を支払えという通知が届いた。管理契約をした覚えはなく、支払う気はないが、弁護士事務所から来たので対応をどうすれば良いか。将来を見越して土地を購入したが、現状は雑木林になっていて重荷に感じている。（70歳代　女性）

【アドバイス】30年以上前に購入した土地をめぐり、契約を結んだ覚えのない管理会社から管理費を請求されるケースが増加しています。管理契約をしていないのであれば、支払う必要性はありません。

このようなケースでは、購入した土地の手入れが行き届かず、仲介業者もなかなか現れない状況が多く見受けられます。また、そうした土地について、税金の支払い、土地の管理や相続のことで悩んでいる消費者の弱みにつけ込み、電話や訪問勧誘によって怪しい買い取り話を持ちかける業者がいます。

このような業者からの問い合わせに関して、対応に困ったり、おかしいなと思ったら早めに生活情報センターにご相談ください。

＊

問合せ　生活情報センター（☎983-8400、ＦＡＸ983-8401）

▶背割堤 夏の休日2018

日　程　8月25日（土）、26日（日）※雨天中止。河川の水位上昇などで中止の場合あり。
場　所　淀川河川公園背割堤地区
内　容　①カヌー体験、②Ｅボート乗船体験（25日のみ）、③ＳＵＰ・ＳＵＰヨガ（ＳＵＰヨガは26日の10時からのみ）※各1日4回実施（①②各回30分程度、③60分程度）。
対　象　①・③小学生以上、②身長120cm以上※①～③ともに小学生以下は保護者同伴が必要。
定　員　①③各回10人程度（③ＳＵＰヨガ含む）、②各回8人
参加費　①1000円、②500円、③2000円（ＳＵＰヨガは2500円）※各1人あたり。保険料含む。
申込み　7月1日（日）午前10時から淀川河川公園ホームページへ
問合せ　淀川河川公園管理センター（☎06-6994-0006）

▶聴覚障害児デイサービス

聞こえにくい友だちと映画鑑賞、バーベキュー、流しそうめんをして遊ぼう！

日　時　7月25日（水）、31日（火）、8月1日（水）、4日（土）、6日（月）、17日（金）、20日（月）、22日（水）
場　所　京都府聴覚言語障害センター（城陽市寺田林ノ口11－64）
対　象　聴覚障がいのある小学生、中学生やその兄弟姉妹、友だち
参加費　各日300円※材料費がかかる場合は別途連絡あり。
問合せ　7月13日（金）までに電話またはＦＡＸにて、氏名、住所、電話番号、ＦＡＸ番号、子どもの年齢、聞こえの状態、参加日を実行委員会事務局（☎0774-30-9000、ＦＡＸ0774-55-7708）へ

ご寄附

5月30日、市の福祉行政に役立ててほしいと、八幡市建設業協同組合さまから「福祉寄付金」に200,000円を寄附いただきました。ありがとうございます。

▶見えにくい・見えない方　集まってお話しませんか

日　時　7月4日、8月1日、9月5日、10月3日、11月7日、12月5日、平成31年2月6日、3月6日、各日水曜日、午後1時～3時
場　所　生涯学習センター
対　象　市内在住の見えにくいまたは見えない人
参加費　無料
申込み・問合せ　電話で南部アイセンター（☎0774-54-6311、平日の午前9時～午後5時）へ

▶舞鶴海上保安部からのお願い

海で遊ぶことは楽しいものですが、マリンレジャーに伴う事故が後を絶ちません。

「疲れているとき」や「飲酒したとき」の遊泳は事故に直結します。危険ですので、絶対に行わないでください。

また、プレジャーボートで遊ぶ人は、「エンジン・燃料の点検」「常時見張りの徹底」「故障に備えた救助支援者の確保」を確実に行い「ライフジャケットを着用」してください。

そして事故が発生したときや事故を発見したときは、迷わず・素早く「118番」へ。

問合せ　舞鶴海上保安部（☎0773-76-4120）

▶いきいき健康ライフ創造事業「ストレッチ体操講習会」

日々健康に暮らすために、しなやかな体づくりについて学びましょう。

日　時　7月14日（土）午前10時30分～11時30分
場　所　男山公民館
対　象　八幡市女性会会員、市内在住の人
定　員　10人
参加費　無料
申込み・問合せ　7月10日（火）までに八幡市女性会副会長＝田中（☎981-2514）へ

生　活

▶し尿収集日程のお知らせ

問合せ　城南衛管　☎631-5171　ＦＡＸ631-6011

7月13日（金）	科手
7月17日（火）	橋本、高坊、大谷、長町、樋ノ口、川口高原
7月18日（水）	八幡木津川以北、森垣内、名残、川口（高原を除く）、双栗、戸津（国道1号線以西）、下奈良（国道1号線以西）、二階堂
7月19日（木）	土井、山柴、千束、垣内山、吉野垣内、吉野、柴座、旦所、山路、森、御馬所、菖蒲池、山本、今田、園内、西島、三本橋、馬場、三ノ甲、沓田、五反田、平田、長田、石不動、橋、岸本、東林、高畑、神原、舞台、吉原、渡ル瀬、式部谷、中ノ山、盛戸、源氏垣外、平谷、柿木垣内、小松、城ノ内、河原崎、枚方バイパス沿線
7月20日（金）	清水井、松原、広門、植松、女郎花、三反長、隅田口、山下、大芝、男山指月、男山吉井、男山松里、久保田、山田、一ノ坪、砂田、安居塚、福禄谷、月夜田、南山、美濃山
7月23日（月）	内里、戸津（国道1号線以東）、下奈良（国道1号線以東）
7月2日（月）、7月24日（火）	上奈良、野尻、岩田、里上津屋、浜上津屋

▶不用品情報

▼ゆずります（すべて無料）
電器▼マッサージ器（背中用）**その他**▼バーベキューセット▼鉄製物置（W220、H200、D150）
△ゆずってください
乗り物△大人用自転車△子ども用自転車**電器**△ワープロ
※市は情報提供のみ行います。品物の受渡しなどについては当事者間でお願いします。

問合せ　生活情報センター（☎983-8400、ＦＡＸ983-8401）

▶大型ごみの持ち込み

1日5点まで（すべて有料）

【祝日】7月16日（月・祝）午前9時～正午
【平日】月曜日～金曜日、午前8時30分～午後4時30分
※戸別収集は要予約。
場　所　市役所別館環境業務課
問合せ　環境業務課（☎983-5340）

▶食用廃油の回収日程表

問合せ　環境業務課

11日（水）	上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ビューハイツ、双栗・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、八幡人権・交流センター、八幡御馬所、南山小西側、柿ケ谷集会所、福禄谷114・166番地
13日（金）	長町北・樋ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本栗ケ谷26番地、ひつじ・やぎ公園、足立寺史跡公園

※回収日の午前8時までに出してください。
※食用廃油用回収箱を各箇所に設置していますので、食用油の元の容器またはペットボトルに入れて出してください。
※回収場所が分からない人はお問合せください。

図書館コーナー

図書館へのお問い合わせは
◆八幡市民図書館（☎982-7322）
◆男山市民図書館（☎982-4123）

▶7月の図書館休館日

八幡市民図書館
6日（金）、13日（金）、16日（月・祝）、20日（金）、26日（木）、27日（金）

男山市民図書館
2日（月）、9日（月）、17日（火）、23日（月）、26日（木）、30日（月）

NEW BOOK 新着図書紹介

【児童図書】（ものがたり）
「いたずらトロルと音楽隊」
アニタ・ローベル／さく

いたずらトロルがやってきて、音楽隊に魔法をかけた。あらあらふしぎどうなった？　楽器の音が「モォーオー、メェーェー」なきごえに!?　低学年から。

【成人図書】

爽年－call boy 3－	石田　衣良
ぼくの初恋は透明になって消えた。	内田　裕基
玉村警部補の巡礼	海堂　尊
じっと手を見る	窪　美澄
近松よろず始末処	築山　桂
砂の家	堂場　瞬一
デートクレンジング	柚木　麻子
きげんのいいリス	トーン・テレヘン
はじめての今さら聞けないＦａｃｅｂｏｏｋ	金城　俊哉
人間・田中角栄	別冊宝島編集部
枝野幸男の真価	毎日新聞取材班

▶自動車文庫の巡回日程

午後1時に大雨警報・注意報発令時は運休。なお、注意報発令時は、天候により巡回する場合もあります。

30分間停車します	
7月3日（火）、7月24日（火）	
内里（有都福祉交流センター）	14:00～
上津屋里垣内（四季彩館）	14:40～
八幡長町・北（7組ロータリー）	15:30～
橋本栗ケ谷（メロディハイム希望ケ丘前）	16:20～
7月4日（水）、7月25日（水）	
男山石城（地域包括ケア複合施設ＹＭＢＴ）	13:20～
岩田岩ノ前（石田神社御旅所）	14:10～
橋本あらかし公園（西入口）	15:00～
西山足立（橋本児童センター）	15:40～
橋本西山本（橋本橋東側）	16:20～
7月10日（火）、7月31日（火）	
南ケ丘保育園	14:10～
美濃山御幸（みゆき南公園）	14:50～
ファインガーデンスクエア（ウエストエントランス）	15:30～
男山笹谷（D19棟南側）	16:20～
7月11日（水）	
橋本塩釜（島岡歯科医院前）	13:40～
南ケ丘児童センター	14:20～
八幡山田（しののめ公園）	15:00～
美濃山幸水（幸水集会所）	15:40～
子ども・子育て支援センター（すくすくの杜）	16:20～
7月17日（火）	
岩田松原（魚清前）	13:10～
ケアハウスポポロ21	14:00～
八幡長町・南（児童遊園）	14:50～
八幡樋ノ口（今井氏宅前）	15:30～
7月18日（水）	
下奈良今里（有都交流センター）	14:10～
川口（まつむし児童公園）	14:50～
有都小学校	15:30～
美濃山小学校	16:20～

国民年金基金

加入できる方　国民年金の保険料を納付中の60歳までの方（第1号被保険者）及び60歳以上65歳未満の方や海外居住の方で国民年金に任意加入されている方
○ 掛金は全額所得控除
○ 基金年金は公的年金控除の対象
○ 自由なプラン設計
0120-65-4192　京都府国民年金基金

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の免除・納付猶予申請の受付が始まります

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除・納付猶予制度」があります。

平成30年度の免除申請の受付は7月2日（月）から開始します。承認期間は、平成30年7月から31年（2019年）6月までです。

平成26年4月より、申請時点から2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができるようになりました。過去に未納期間を有している人はご相談ください。

また、災害に伴い住宅、家財、その他の財産について、おおむね1/2以上の損害を受けた人も免除の対象となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

○申請に必要なもの

◆年金手帳◆認印◆失業を理由に免除申請する人は、失業したことを確認できる公的機関の証明書（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など）

障害基礎年金を受給している人へ

障害基礎年金の受給者で年金コードが「6350」「2650」の人（20歳前に障がいのある人）に、受給権者現況届・所得状況届のハガキ、または診断書が7月上旬に日本年金機構から送付されます。必ず、7月中に市役所市民課年金係へ提出してください。

※平成30年1月2日以降に転入した人は、平成30年1月1日に住民登録していた市区町村発行の平成30年度課税証明書（前年所得、扶養人数および控除額等の記載のあるもの）を併せて提出してください。

※診断書の提出が必要となる人（診断書の送付があった人）は、7月中に医療機関を受診し、市役所市民課年金係へ提出してください。

また、この年金には、所得制限がありますので、毎年度、法令等の規定に基づく所得調査を行います。所得未申告の場合、年金の支給が停止されることがありますので、給与所得者以外の人は、毎年、所得申告（市府民税申告もしくは所得税の確定申告）をしておいてください。

問合せ　市民課年金係・京都南年金事務所お客様相談室（☎644-1165）

困ったときはご相談ください

市役所代表番号
☎983-1111、FAX982-7988から各課にお問い合わせください。

◆弁護士相談
市民協働推進課

【電話予約制、先着8人】
相続・離婚・金銭問題・借地・借家・近隣トラブル・交通事故等の法律相談に弁護士が応じます。時間はいずれも午後1時15分～4時です。1人20分。

相談日	場所	予約開始日
7月3日（火）	文化センター2階第1会議室	6月26日（火）～
7月10日（火）	文化センター2階第1会議室	7月3日（火）～
7月17日（火）	生活情報センター	7月10日（火）～
8月7日（火）	文化センター2階第1会議室	7月31日（火）～

※予約は、午前9時から電話で生活情報センター（☎983-8400）へ。利用される人は前回の利用から少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

◆司法書士相談
市民協働推進課

【電話予約制、先着5人】
土地建物、登記、契約、相続、消費者金融問題等の法律相談に応じます。時間は午後1時30分～4時です（相談時間は1人30分）。▶7月26日（木）文化センター2階第1会議室※予約は19日（木）午前9時から電話で生活情報センター（☎983-8400）へ。利用される人は前回の利用から、少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

◆行政書士相談
市民協働推進課

一般相続、遺言、官公署への許認可、各種契約書等の書類作成や成年後見制度に関する相談に行政書士が応じます。時間は午後1時30分～4時です。
▶7月5日（木）文化センター2階第1会議室

◆行政相談
市民協働推進課

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。時間は午後1時30分～4時です。
▶7月20日（金）文化センター2階第1会議室

◆女性相談
人権啓発課

恋人や親しいパートナーからの暴力、ストーカー、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。場所は八幡人権・交流センターです。
【女性専門相談】（要予約）
▶7月12日（木）▶26日（木）午後1時30分～4時30分、詳しくは同センター（☎983-1784）へ。
【一般相談】月曜～金曜日（祝日、年末年始除く）午前10時～午後5時

◆消費生活相談
生活情報センター

消費生活全般に関わる相談に、公的資格を持つ専門相談員が応じます。月曜～金曜日（祝日除く）午前9時～正午・午後1時～4時30分、生活情報センター（☎983-8400）

◆年金相談
市民課

【電話予約制】
待ち時間を短縮するため予約制になっています。年金相談を希望される人は下記に予約してください。
▶7月27日（金）午前10時～午後4時、文化センター3階第1講習室
予約先　京都南年金事務所お客様相談室（☎643-2620）

◆障がい者(児)相談
障がい福祉課

障がいのある人やその家族からの相談に応じます。時間は午後1時～3時。▶7月3日(火)男山公民館。対象は肢体障がい者・聴覚障がい者。

◆家庭児童相談室
子育て支援課

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。
月曜～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分、子育て支援課

◆児童虐待の通告について
子育て支援課

月曜～金曜日　午前8時30分～午後5時15分（緊急時は土日祝日、夜間の対応をします）
※府宇治児童相談所京田辺支所（☎0774-68-5520）でも対応します。

◆母子父子家庭相談
子育て支援課

母子・父子家庭の皆さんの相談を受け付け、悩みごとを解決する情報を提供します。月曜～金曜日（祝日除く）午前9時～正午・午後1時～4時、子育て支援課

◆人権相談
人権啓発課

人権に関わる相談やいろいろな悩みに人権擁護委員が応じます。ひとりで悩まず、ご相談ください。時間は午後1時～4時です。▶7月9日（月）▶23日（月）八幡人権・交流センター※電話相談も受け付けます。（☎981-3127）

◆介護相談
高齢介護課

高齢者の介護やひとり暮らし高齢者の生活不安に関する相談と情報を提供します。
地域包括支援センター（月曜～土曜日〈祝日除く〉午前9時～午後5時）やまばと（☎982-8000）、梨の里（☎982-0125）、美杉会（☎971-3576）、有智の郷（☎972-1000）
※次の在宅介護支援センター（日時は地域包括支援センターと同じ）や高齢介護課（月曜～金曜日〈祝日除く〉午前8時30分～午後5時15分）でも相談できます。京都八勝館（☎982-3883）、京都ひまわり園（☎983-8111）

◆ふれあい福祉相談
ふれあい福祉センター

福祉に関する相談に応じます。まずは、お電話ください。ふれあい福祉センター（☎983-2000）
【常設相談】月曜～金曜日　午前9時～午後4時　社会福祉協議会（時間外の夜間・休日はセンターが委託する機関への転送電話で受け付けます）
【出張相談】火曜～木曜日（祝日除く）午後1時30分～3時30分、八寿園

◆くらしと仕事の相談
生活支援課

専門の相談員が経済的にお困りの人の生活や仕事などに関する相談に応じ、解決に向けて支援します。ご家族からの相談にも応じます。まずは、お気軽に来所またはお電話ください。月曜～金曜日（祝日除く）午前9時～午後5時、生活支援課

◆京都ジョブパーク個別就職相談会
◆サポステ京都南若者個別就労相談
商工観光課

【予約制】
専門相談員が求職者等の就職を支援します。時間は午前10時～午後2時。※事前予約制です。京都ジョブパーク（☎682-8915）、サポステ京都南（☎0774-54-5380）▶7月19日（木）市役所1階相談室（北玄関西側）

短信

▶平成30年度自衛官募集

募集種目　航空学生、一般曹候補生、自衛官候補生（男子・女子）
受付期間　7月1日（日）～9月7日（金）※自衛官候補生（男子・女子）は年間を通じて受け付けます。
試験日・応募資格など、詳しくは自衛隊宇治地域事務所（☎0774-44-7139）

▶ひとり親家庭いきいきふれあい事業

綴喜連合母子会の行事です。親子のきずなを強め、会員同士の親睦をはかります。
日　時　7月29日（日）午前9時～午後5時
場　所　イングリッシュガーデンローザンベリー多和田
対　象　ひとり親家庭
定　員　10人（応募多数の場合は抽選）
参加費　会員（大人・高校生）2,500円（非会員は3,000円）、未就学児・小・中学生1,000円
申込み・問合せ　7月10日（火）までに子育て支援課にある参加申込書に参加費を添えて一路会会長＝梁間（☎・FAX981-5761）へ※会員を随時募集しています。問合せは梁間まで。

▶けいはんな親子エネルギー教室

地球温暖化問題や環境に優しい再生可能エネルギーの大切さについて学び、太陽電池や風力発電機などを用いた工作をしましょう。
日　時　7月31日(火)、8月1日(水)、2日(木)、22日(水)、23日(木)。各日、午前・午後の部開催。
場　所　けいはんなプラザ（相楽郡精華町光台1－7）
対　象　府内の小学校に通う小学生（4年生以上）と保護者
定　員　各部、児童と保護者を合わせて35人程度（先着順）
参加費　500円（材料費）※当日会場受付にて販売。
申込み・問合せ　住所、氏名、連絡先、学年を記入し、郵送・電話・FAX・メールで京都府地球温暖化防止活動推進センター（〒604-8417京都市中京区西ノ京内畑41番3☎803-1128、FAX803-1130、メールsanka@kcfca.or.jp）へ

健康で健やかな毎日を過ごすために!!

健康診査・がん検診を受けましょう!

受診期間（子宮頸がん検診を除く）**7月2日(月)～10月31日(水)**

費用は無料

▶市民健康相談

対　象　15歳以上39歳以下（昭和54年4月1日生～平成16年3月31日生）の職場等で健康診断を受ける機会のない人

内　容　血液検査（貧血、ＬＤＬ・ＨＤＬコレステロール、中性脂肪、ＨｂＡ１ｃ、空腹時血糖など）、血圧測定、尿検査、身体計測※希望者には、保健師・医師が相談に応じます。
下記会場へ直接お越しください。※男山公民館には駐車場はありません。

日　程	場　所	受付時間
7月3日(火)	母子健康センター	午後1時30分～2時30分
7月4日(水)	美濃山コミュニティセンター	
7月5日(木)	男山公民館	

※正確な検査結果を得るために、健康相談を受ける前5～6時間には食事を摂らないようにしてください（水・お茶は摂取可）。
※受診人数が多い場合、お待ちいただくことがあります。ご了承ください。

1大腸がん検診

市内医療機関で受診できます。

対　象　40歳以上（平成31年3月31日基準）の人

内　容　問診、検便（便潜血反応検査）

申込み　住所、氏名、生年月日が確認できるもの、および健康保険証を持参し、直接、医療機関で受診。
※市外医療機関では受診不可。
※大腸がん検診のみの受診の場合、医療機関への事前予約は不要。

市役所での検診のご案内　11月に実施予定。詳細は広報やわた10月号でご案内します。

2肺がん・結核検診

申込みされた人には、会場一覧と質問票を8月中旬に郵送します。

対　象　40歳以上（平成31年3月31日基準）

内　容　市内各所で検診車による胸部レントゲン撮影
※肺がん検診で撮影したフィルムを用い、65歳以上の人は結核判定も併せて行います。結核健診のみの受診はできません。

3前立腺がん検診

対　象　55歳以上の男性（平成31年3月31日基準）※前立腺がんで治療中の人やＰＳＡ値経過観察中の人を除く。

内　容　血液検査（前立腺特異抗原ＰＳＡ測定）

申込み　市内で受診する場合　住所、氏名、生年月日が確認できるもの、および健康保険証を持参し、直接、実施医療機関で受診。
京田辺市・井手町・宇治田原町で受診する場合　事前に健康推進課への申込み（右下）が必要です。

4肝炎ウイルス検診

対　象　40歳以上（平成31年3月31日基準）で過去に肝炎ウイルス検診を受診したことのない人

内　容　問診、血液検査（Ｂ型、Ｃ型肝炎ウイルス検査）

受診勧奨　国の施策に基づいて、市では40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の人に検診のご案内を送付しています。この機会にぜひ受診ください。

5子宮頸がん検診

実施期間　7月2日（月）～平成31年2月28日（木）
※6月末現在、申込み多数のため、「市内」で受診を希望される人は9月1日（土）以降の受診期間で案内します。

対　象　20歳以上（平成31年3月31日基準）の女性

場　所　京都府内の指定医療機関（市内は大塚産婦人科医院、おさむら産婦人科）※指定医療機関については、事前に健康推進課または医療機関へお問い合わせください。

内　容　問診、婦人科内診、子宮頸部細胞診

子宮頸がん・乳がん無料クーポン券

がん検診促進のため国の定める下記の対象に無料クーポン券を6月末に送付しています。この機会にぜひ受診してください。4月21日以降に転入された人はお問い合わせください。

検診名	対象（平成30年4月20日時点で住民の人）
子宮頸がん検診	平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ
乳がん検診	昭和52年4月2日～昭和53年4月1日生まれ

市内の実施医療機関（1、3、4、6～8共通）

医療機関名	住　所	電話番号	予約(※)
あさか内科医院	男山泉	468-3712	要
入江医院	男山長沢	983-1718	不要
大森医院	橋本栗ケ谷	971-0033	不要
小川医院	男山泉	963-5790	要
長村内科医院	内里内	981-1023	要
男山病院	男山泉	983-0001	要
京都八幡病院	川口別所	971-2001	不要
工藤内科クリニック	橋本東原	982-0151	要
小糸医院	男山金振	983-5110	不要
下野医院	八幡平谷	981-0030	不要
となみクリニック	八幡樋ノ口	633-5565	要
中村診療所	八幡山柴	981-0510	要
みぎはし医院	男山竹園	981-0282	要
みのやま病院	欽明台北	983-1201	要
みよし内科・消化器科	八幡柿ケ谷	981-6860	要
八幡中央病院	八幡五反田	983-0119	不要
山下医院	橋本向山	982-2310	不要
渡部医院	男山八望	982-2525	要

※各医療機関の予約受付時間は診療時間内。ただし、あさか内科医院は午前のみ、男山病院は平日の午前9時～午後4時30分・土曜日の午前9時～11時30分、となみクリニックは木曜日以外の平日。
※特定健診・後期高齢者健診・前立腺がん検診・肝炎ウイルス検診は、京田辺市・井手町・宇治田原町の指定医療機関でも受診できます。市外で受診を希望される人は事前に各医療機関にご確認ください。

6後期高齢者健康診査（受付：国保医療課）

対　象　後期高齢者医療制度に加入している人

申込み　下記の①②以外の人は申込みが必要です。下記の共通申込み欄をご覧ください。
①昨年度後期高齢者健診を受けた人
②75歳に到達する人（昭和17年8月1日～昭和18年7月31日生）

7特定健康診査（受付：国保医療課）

対　象　市の国民健康保険（国保）に加入する40歳（平成31年3月31日基準）～74歳（受診日時点）の人※対象者には6月末に受診券を郵送しています。

申込み　不要（ただし、6月1日以降に国保に加入手続きをした人は国保医療課へ申込みが必要になります）
※国保以外の健康保険加入者は、加入する保険組合にお問い合わせください。

8生活習慣病予防健診（受付：健康推進課）

対　象　40歳以上（平成31年3月31日基準）の生活保護受給者

申込み　生活支援課で「生活保護受給証明書」の交付を受け、10月31日（水）までに健康推進課へ。

＜健診項目　6～8共通＞

身体診察	問診、身体計測（身長、体重、ＢＭＩ、腹囲＜7、8のみ＞）、血圧測定
血液検査	中性脂肪、ＨＤＬコレステロール、ＬＤＬコレステロール、ＡＳＴ（ＧＯＴ）、ＡＬＴ（ＧＰＴ）、γ－ＧＴ（γ－ＧＴＰ）、空腹時血糖もしくは随時血糖、ＨｂＡ１ｃ、血清クレアチニン（ｅＧＦＲ）、血清アルブミン、尿酸、尿素窒素、赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値
尿検査	糖尿、尿蛋白
循環器検査	心電図検査
眼底検査	※前年度の結果等において、医師が必要と判断した人のみ実施。

＜申込方法　2～6共通＞

2～5は健康推進課窓口、6は国保医療課窓口で申し込みいただくか、ハガキに希望健（検）診名、住所、氏名、生年月日、満年齢、電話番号を記入し、郵送してください。
※子宮頸がん検診の申込には、市外（京都府内）での受診をご希望の場合に限り、医療機関名の記載が必要です。

申込期限　肺がん・結核検診8月17日（金）必着。後期高齢者健診・前立腺がん検診・肝炎ウイルス検診10月31日（水）まで。※郵送の場合は10月19日（金）必着。子宮頸がん検診平成31年1月31日（木）まで。※当日消印有効。

保健 医療

市役所への問い合わせは
☎983-1111（代）
FAX982-7988へ

◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ（個別に問い合わせがあるものを除く）。
◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。
◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。
◎健康推進課で実施する事業は市に暴風警報が発令（午前の事業は午前7時時点、午後の事業は午前11時時点）されている場合中止となります。

▶7月の各種健康相談

▼窓口健康相談（要予約）
17日（火）母子健康センター
40歳以上が対象。保健師が健康に関する相談に応じます。

▼高齢者健康相談
19日（木）南ケ丘老人の家
26日（木）八寿園
65歳以上が対象。血圧測定と検尿の後、保健師が健康相談に応じます。

※時間は午前9時30分～11時。
※窓口健康相談は事前に健康推進課へ予約を。

献血

7月は愛の血液助け合い運動月間です
7月12日（木）文化センター
午前9時30分～11時45分、午後1時～3時30分

休日応急診療所

☎983－3001
診療日　日曜日・祝日・年末年始
場所　八幡園内73-3（市役所北側）
診療科目　内科・小児科、歯科
受付時間　午前11時30分～午後5時30分
診療時間　正午～

小児救急医療

次の医療機関では、休日・夜間に小児専門医が当直し、小児救急患者を診察します。
●男山病院（☎983-0001）
毎週金曜日（祝日は除く）
午後6時～翌朝8時
●宇治徳洲会病院（☎0774-20-1111）
診療時間は直接病院へお問い合わせください。
●田辺中央病院（☎0774-63-1111）
24時間365日

小児救急医療電話相談

☎#8000 または ☎661－5596
小児科担当看護師や小児科医師が、休日、夜間の電話相談に応じます。
相談時間　午後7時～翌朝8時
※土曜日は午後3時～翌朝8時

7月の乳幼児健康診査・すこやか子ども相談のご案内

事業名	会場	日程	受付時間	対象	8月の日程
4カ月児健康診査	母子健康センター	10日(火)	午後1時～2時	平成30年2月21日～3月10日生	17日(金)
		23日(月)		平成30年3月11日～3月31日生	
10カ月児健康相談	母子健康センター	13日(金)	午前9時15分～10時30分	平成29年7月28日～8月20日生	20日(月)
		30日(月)		平成29年8月21日～9月4日生	
1歳8カ月児健康診査	母子健康センター	20日(金)	午後1時～2時	平成28年10月19日～11月18日生	8日(水)
					27日(月)
3歳児健康診査	母子健康センター	17日(火)	午後1時～2時	平成27年1月生	21日(火)
		18日(水)			22日(水)
すこやか子ども相談※①	子ども・子育て支援センター（すくすくの杜）	2日(月)	午前9時30分～10時30分	0歳から就学前までの乳幼児で希望があれば、当日母子健康手帳を持って直接会場へお越しください。（予約不要）	
	子育て支援センター（あいあいポケット）	4日(水)			
	母子健康センター	5日(木)			2日(木)
	八幡人権・交流センター	6日(金)			3日(金)

※各健診の対象者には通知しています。
※①子育て支援センター（あいあいポケット）には駐車場がありません。
子ども・子育て支援センター（すくすくの杜）は、南玄関が出入口となります。

けんこう大使 やわたん

【持ち物】母子健康手帳、質問用紙
【健診内容】身体計測、内科診察（健診のみ）、育児相談、発達確認、栄養相談をします。
◎10カ月児健康相談はふれあい遊び、読み聞かせ、歯みがき指導があります。当日、子ども用の歯ブラシをプレゼントします。
◎1歳8カ月児健康診査、3歳児健康診査は歯科健診、歯みがき指導があります。歯ブラシをお持ちください。
◎3歳児健康診査は視力検査と尿検査があります。尿検査は、健診当日の朝の尿を容器にとってお持ちください。
【すこやか子ども相談内容】身体計測、育児相談、栄養相談、ふれあい遊びをします。身体計測については、2歳までのお子さんが対象となります。

定期予防接種のお知らせ

【集団予防接種】
BCG予防接種
生後1歳に至るまで（標準的には生後5カ月～8カ月に達するまで）に1回接種を受けてください。事前の予約は不要です。
日時・場所　7月9日（月）午後1時20分～2時20分・母子健康センター
持ち物　母子健康手帳、予診票
次回の接種日は、8月7日（火）です。

【個別予防接種】
対象者には個別通知を行っています。送付された予診票と母子健康手帳、健康保険証など、住所が確認できるものを必ず持参して、予診票裏面の指定医療機関にて対象年齢内に接種を受けてください。

ヒブ・小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合（ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ）、麻しん風しん混合（MR）、水痘、二種混合（ジフテリア・破傷風）、日本脳炎（※①）、子宮頸がん予防ワクチン（※②）

※①特例対象者（平成10年4月2日～平成19年4月1日生）に当てはまる人で日本脳炎の接種が完了していない人は、20歳未満の間に接種可能。
※②現在、積極的勧奨（個別通知）を行っていません。接種にあたってはその有効性と副作用が起こるリスクを十分に理解した上で受けるようにしてください。

【注意事項】
◆接種の際は、母子健康手帳・予診票が必ず必要です。（個別接種の場合は、健康保険証などの住所が確認できるものも必要）
◆母子健康手帳・予診票を忘れた場合、接種を受けることができませんのでご注意ください。
◆通知が届かない人や転入された人、予診票を紛失された人は健康推進課まで申し込みください。（電話申込可）
◆市外での接種を希望する人は、2週間前までに健康推進課へご連絡ください。

暮らし生き生き 健康に幸せに 掲示板

4月23日、元プロ野球選手で、国民栄誉賞も受賞した衣笠祥雄さんが71歳で逝去されました。現役時代「鉄人」と呼ばれた衣笠さんは、ある病と闘っていました。病名は、大腸がん（上行結腸がん）でした。

【大腸がんって、どんな病気？】
大腸がんは、初期には自覚症状が乏しいことが特徴です。血便・下血・下痢など、排便に関わる小さな症状が生じるため、大腸がんの集団検診では、便の僅かな血液を探す「便潜血検査」が第一選択肢になります。日本で大腸がんと診断された人は30年間で3倍以上に増加しており、要注意のがんです。

【大腸がんの治療って？】
大腸は管状の独立した臓器であり、内視鏡での切除や開腹手術など、外科的治療の選択肢が多くあります。外科的治療に併せて、抗がん剤や放射線治療など、治療効果が高い確率で得られるがんです。OECD（経済協力開発機構）による報告では、日本の大腸がんの治療成績（加盟国間で治療後5年間の生存率で比べます）は世界第2位（5年生存率が69％）と国際的にみても、非常に高い水準にあるのです。

【健幸であるために、あなた自身ができることは？】
大腸がんは治る可能性の高いがんになりつつあります。しかし、初期には自覚症状が乏しく、「見つけにくい」がんでもあります。国際的にも高い水準にある日本の大腸がん治療の恩恵をより享受するためにも、大腸がんの早期発見が重要になります。市では最寄りの医療機関で大腸がん検診を受けていただける制度を用意しています（詳細は14面をご覧ください）。皆さんの健康づくりに、市の大腸がん検診をお役立てください。
問合せ　健康推進課

第20回佐藤康光杯争奪将棋大会

女流初段迎え記念対局も

八幡市出身のプロ棋士で、日本将棋連盟会長の佐藤康光九段を迎えた「第20回佐藤康光杯争奪将棋大会」が6月24日、文化センター小ホールで開催され、市内外からの参加者246人が盤上で熱い戦いを繰り広げました。

同大会は、平成10年に佐藤九段が第56期名人位を獲得したことを記念し、翌11年から市などが毎年開催。また、今回で大会が第20回を迎えることを記念し、大会前日には佐藤九段と北村桂香女流初段による記念対局が同ホールで行われ、167人の観覧者を前に佐藤九段が目隠しをして北村女流初段と対局しました。

大会の開会式では、佐藤九段があいさつで「皆さまのご尽力のおかげで大会が大きくなり、現在では八幡市内外から多くの皆さまに参加いただいております。皆さまに感謝を申し上げます」と話しました。

大会は、段位や年齢で5クラスに分かれて4人1組で予選を行い、2勝した人が決勝トーナメントに進出。参加者たちは優勝を目指して、真剣な眼差しで一手一手指していました。

また、佐藤九段による小学生以下の初級者を相手にした多面指し指導も行われ、子どもたちはプロ棋士を相手に日ごろの練習の成果を発揮していました。

▲子どもたちと対局する佐藤九段

目隠しをして北村女流初段と対局する佐藤九段▶

水害に備え訓練

炊き出しや水防工法を実践

梅雨入りを間近に控えた6月2日、消防団、女性防火推進隊、自主防災推進協議会、消防本部、市役所が合同の水防訓練を川口市民公園で行いました。

同訓練は、住民の生命、身体および財産を守るため、水防工法の基礎的技術の習得と水防体制の強化を図ることを目的に、毎年実施されています。

約170人の参加者は7小隊に分かれ、6小隊が水防工法訓練、女性防火推進隊による1小隊が災害炊き出し訓練を開始。

水防工法訓練では、参加者たちがスコップで袋に土を入れて次々と土のうを作製し、その土のうを使って水防工法を実践。土のうを積み上げて、堤防から河川の水が溢れだすのを食い止める「積み土のう工法」や「釜段工法」、「月の輪工法」の3種類の工法を完成させるなど、参加者たちは本格的な雨期に備えて訓練に取り組んでいました。

土のうを作製する参加者たち

まちの話題

このページでは、市民の皆さんの活躍やまちの話題などを紹介しています。身近な話題や、広報紙についての意見を、秘書広報課までお寄せください。

八幡のお茶を味わう参加者たち

甘くておいしい八幡のお茶

講師招き講座や試飲

6月14日、「美味しいお茶を味わおう～八幡のお茶を体験しよう～」が美濃山コミュニティセンターで行われ、参加者12人が八幡のお茶を味わいました。

この講座は、参加者同士で交流しながら、八幡のお茶への知識を深めてもらおうと、日本茶インストラクターの松田一男さんを講師に招いて同センターが主催しました。

はじめに、松田さんが八幡のお茶の歴史や生産などを説明。「八幡の茶畑は覆いをして日光を遮る栽培方法で育てられているため、茶葉に甘み成分のテアニンが豊富に含まれている」などと話し、参加者たちはメモを取ったり、質問したりしていました。

また、抹茶の原料となる碾茶を冷水で淹れた「水出し碾茶」などの試飲も行われ、参加者たちは「甘くて、おいしい」と話しながら、八幡のお茶を味わっていました。

宮下憲一さん(71)は「いろいろな淹れ方の八幡のお茶が味わえて、とてもよかったです。味も茶葉の純粋な味がして、おいしかったです」と話していました。

橋本幼稚園で交通教室

横断歩道 左右を確認 手を挙げて

横断歩道で車の確認をする園児たち▶

6月6日、橋本幼稚園で交通教室が行われ、3～5歳児69人が横断歩道などでの交通ルールを学びました。

この教室は、園児たちに安全な横断歩道の渡り方などを学んでもらおうと、交通安全対策協議会、八幡警察署の協力を得て実施されました。

はじめに、警察官が交通ルールを説明。横断歩道を渡るときは、「車が来ていないか左右を確認する」「手を挙げて渡る」などの説明に、園児たちは熱心に聞き入りました。

その後、室内に設営された模擬コースに挑戦。園児たちは横断歩道の手前で止まると、警察官扮する車が来ていないか左右をしっかりと確認してから、手を挙げて横断歩道を渡っていました。

また、「傘をさして歩くときは、まっすぐ持って周りが見えるようにする」などの説明もされ、園児たちはいろいろな場面での交通ルールも学んでいました。